

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成23年10月18日提出

【計算期間】 第26特定期間
(自 平成23年1月21日 至 平成23年7月20日)

【ファンド名】 フィデリティ・ストラテジック・インカム・ファンド
Aコース(為替ヘッジ付き)
フィデリティ・ストラテジック・インカム・ファンド
Bコース(為替ヘッジなし)

【発行者名】 フィデリティ投信株式会社

【代表者の役職氏名】 代表執行役 ジュディー・マリンスキー

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門4丁目3番1号
城山トラストタワー

【事務連絡者氏名】 赤川 和人

【連絡場所】 東京都港区虎ノ門4丁目3番1号
城山トラストタワー

【電話番号】 03-4560-6000

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファンドは、主としてフィデリティ・ストラテジック・インカム・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、米国国債/政府機関債、米国高利回り社債（ハイ・イールド・ボンド）、先進国債券（除く米国）およびエマージング諸国の債券等を中心に分散投資を行ない、利息等収入の確保を図るとともに、値上がり益の追求を目指し、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

ファンドの信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、AコースおよびBコースの合計で5,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行なわれたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。

また、委託会社は受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、当該限度額を変更することができます。

ファンドの基本的性格

ファンドは追加型株式投資信託であり、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下のとおり分類されます。

商品分類表

「Aコース」、「Bコース」共通

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

（注）ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 商品分類表（網掛け表示部分）の定義 >

追加型投信... 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外... 目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

「Aコース」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(債券(一般)))	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

「Bコース」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり ()
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(債券(一般)))	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファンドは、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資しますので、「商品分類表」と「属性区分表」の投資対象資産は異なります。

<属性区分表(網掛け表示部分)の定義>

その他資産(投資信託証券(債券(一般)))...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券(投資形態が

ファミリーファンド又はファンド・オブ・ファンズのもの（をいいます。）を通じて主として債券のうち公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものに投資する旨の記載があるものをいいます。
年12回（毎月）...目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

日本、北米、欧州、エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本、北米地域、欧州地域およびエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

あり（フルヘッジ）...目論見書又は投資信託約款において、原則として為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

なし...目論見書又は投資信託約款において、原則として為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

（注）上記各表のうち、網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義について、詳しくは社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<http://www.toushin.or.jp>）をご覧ください。

（参考）ファンドの仕組み



ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主として国内外債券等へ実質的に投資を行なう、「ファミリーファンド方式」です。

ファンドの特色

ファンドが主として投資を行なうマザーファンドの特色は以下の通りです。

性格の異なる世界の代表的な4債券セクターへ投資することにより、リスク分散を図りながら、利息等収入の確保を図るとともに値上がり益の追求を目指します。

毎月決算を行ないます。

米国国債／政府機関債、米国高利回り社債（ハイ・イールド・ボンド）、先進国債券（除く米国）およびエマージング債券を主要な投資対象として分散投資を行ない、利息等収入の確保と値上り益の追求を目指します。

各投資対象についての長期的な分析から資産配分を算出し、長期的にこの配分を維持するアプローチを基本とした運用を行ないます。

異なる性格を持つ債券セクターを組み合わせることにより、ポートフォリオ全体のリスクの低減効果が期待できます。

債券等の発行体の信用力分析にあたっては、フィデリティ^{*}のアナリストによる独自の企業調査情報等を活用し、計量分析も用いて銘柄の選別を行ないます。

ポートフォリオ構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。

債券等の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を

行なう場合があります。

ただし、資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

* FIL LimitedおよびFMR LLCとそれらの関連会社のネットワークを総称して「フィデリティ」ということがあります。また、「フィデリティ」とは、日本語では「忠誠」、「忠実」を意味しません。

（２）【ファンドの沿革】

1998年 9月 1日 ファンドの受益証券の募集開始

1998年 9月30日 信託契約の締結、ファンドの当初設定、ファンドの運用開始

2007年 1月 4日 投資信託振替制度へ移行

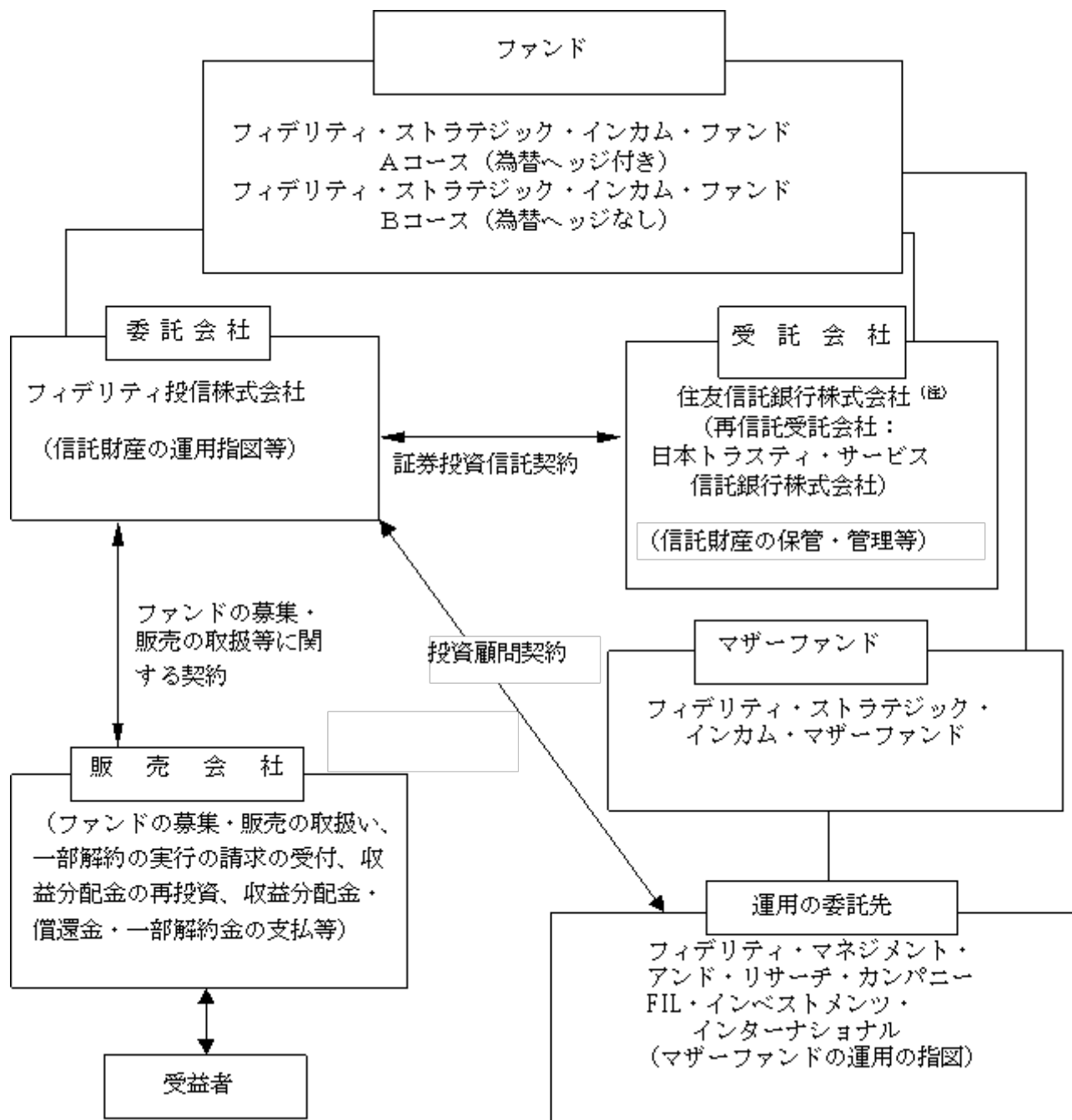
（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行ないます。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、取得申込者から集めた資金をまとめてベビーファンド（「Aコース」および「Bコース」）とし、その資金を主としてマザーファンド（「フィデリティ・ストラテジック・インカム・マザーファンド」）に投資して実質的な運用を行なう仕組みです。

取得申込者は為替ヘッジを行なうAコースと為替ヘッジを行なわないBコースを選択できます。また、Aコース・Bコース間でスイッチングが可能です。（ただし、販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行なわない場合があります。また、Aコース・Bコースどちらか一方のみの取扱いを行なう場合があります。）

ファンドの仕組みは以下の図の通りです。



(注) 関係当局の許可等を前提に、2012年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社および中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、「三井住友信託銀行株式会社」となる予定です。

委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人は以下の通りです。

(a) 委託会社：フィデリティ投信株式会社

ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、信託約款の届出、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成、信託財産に組入れた有価証券の議決権等の行使、信託財産に関する帳簿書類の作成等を行ないます。

(b) 受託会社：住友信託銀行株式会社（注）

ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、信託財産の保管・管理、信託財産の計算（ファンドの基準価額の計算）、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行ないます。なお、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

（注）関係当局の許可等を前提に、2012年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社および中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、「三井住友信託銀行株式会社」となる予定です。

(c) 販売会社

ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の支払に関する事務、収益分配金の再投資、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の交付等を行ないます。

(d) 運用の委託先

名称	業務の内容
FIL・インベストメンツ・インターナショナル （所在地：英国ケント）	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの先進国債券（除く米国）に関する運用の指図を行ないます。
フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー （所在地：米国マサチューセッツ州）	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドのアセット・アロケーション、米国国債/政府機関債、米国高利回り社債（ハイ・イールド・ボンド）、エマージング諸国等に関する運用の指図を行ないます。

ただし、委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

(a) 受託会社と締結している契約

ファンドの根幹となる運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項を信託契約で規定しています。

(b) 販売会社と締結している契約

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続等について規定しています。

(c) 運用の委託先と締結している契約

委託会社が運用の委託先に委託する運用の指図に係る業務の内容、運用の委託先の注意義務、法令等に違反した場合の委託の中止、変更等について規定しています。

委託会社の概況

(a) 資本金の額 金10億円（2011年8月末日現在）

(b) 代表者の役職氏名 代表執行役 ジュディー・マリンスキー

(c) 本店の所在の場所 東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー

(d) 沿革

- 1986年11月17日 フィデリティ投資顧問株式会社設立
- 1987年2月20日 投資顧問業の登録
- 同年6月10日 投資一任業務の認可取得
- 1995年9月28日 社名をフィデリティ投信株式会社に変更
- 同年11月10日 投資信託委託業務の免許を取得、投資顧問業務と投資信託委託業務を併営
- 2007年9月30日 金融商品取引業の登録

(e) 大株主の状況

（2011年8月末日現在）

株主名	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー	20,000	100

(f) 委託会社の概要

委託会社であるフィデリティ投信株式会社は、FIL Limitedの実質的な子会社です。FIL Limitedは、1969年にバミューダで設立され、米国を除く世界の主要なマーケットにおいて個人投資家と機関投資家を対象に投資商品ならびにサービスを提供しています。委託会社は、日本の機関投資家、個人投資家の皆様に投資機会を提供するための投資信託業務を1995年に開始し、資産運用に従事しています。

FIL Limitedの関連会社である、フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー（FMR Co.）^{*}は1946年にボストンで設立された歴史のある米国の投資信託会社です。世界各地のフィデリティの投資専門家は、分析した個別企業の投資情報をお互いに共有しているため、グローバルな視点での投資判断が可能となっています。

^{*}FMR Co.はFMR LLCの子会社です。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資態度

- (a) ファンドは、主としてマザーファンド受益証券に投資します。なお、債券等に直接投資を行なうこともできます。
- (b) Aコースは、実質外貨建資産^{*}については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。Bコースは、実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、資金動向、市況動向等により、委託会社が適切と判断した場合には、上記と異なる場合もあります。
- (c) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
- (d) 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらと類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行なうことができます。
- (e) 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことができます。

* 「実質外貨建資産」とは、ファンドに属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額をいいます。

ファンドのベンチマーク^{*1}

Aコース：為替ヘッジ付きのインデックスが存在しないため、ベンチマークを設定しません。

Bコース：複合ベンチマーク(円ベース)^{*2}

*1 ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行なう際の基準となる指標のことです。

*2 複合ベンチマーク(円ベース)は、複数の債券指数によって構成され当社で算出しているもので、以下の割合で構成されています。

債券セクター	ベンチマーク	構成割合
米国国債/政府機関債	パークレイズ・キャピタル米国政府債インデックス	30%
先進国債券（除く米国）	シティグループG7インデックス（除く米国、ヘッジなし） ^{*3}	15%
米国高利回り社債（ハイ・イールド・ボンド）	バンクオブアメリカ・メリルリンチ・USハイ・イールド・マスター・コンストレインド・インデックス	40%
エマージング債券	JPMorgan・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル	15%

*3 同指数は、構成国の比重が等配分された、シティグループ・グローバル・マーケットによるカスタマイズ・インデックスです。（以下同じ。）

運用方針

(a) ファンドの運用について

世界の幅広い債券セクターに投資し、リスク分散を図りながら、好収益をめざします。
 分散投資により、リスク低減効果が期待できます。

投資対象の債券セクターは、下図の4つです。

< ファンドの投資対象債券セクター >

安定性・流動性重視 / グローバル分散

債券セクター	概要	ベンチマーク	基本配分
米国国債 / 政府機関債	米国政府や米国の政府系機関が発行する債券	バークレイズ・キャピタル米国政府債インデックス	30%
先進国債券(除く米国)	米国以外の先進国の政府や政府系機関、企業等が発行する債券	シティグループG7インデックス(除く米国、ヘッジなし)	15%

好利回りの追求

債券セクター	概要	ベンチマーク	基本配分
米国高利回り社債(ハイ・イールド・ボンド)	格付機関によって、B a以下(ムーディーズ社)またはBB以下(スタンダード&プアーズ社)に格付けされた社債および格付けを持たずにそれらと同等の信用力(債券の元本、利息がどの程度確実に支払われるか)と考えられる社債。一般的に信用力が低いため、利率が高く設定されています。	バンクオブアメリカ・メリルリンチ・USハイ・イールド・マスター・コンストレインド・インデックス	40%
エマージング債券	南米・東欧・東南アジアなどを中心とするエマージング諸国の政府や政府系機関、企業等が発行する債券。エマージング諸国とは、成長の初期段階にある新興経済国で、先進国と比べ比較的早い経済成長が見られ、政治、経済、金融改革が進展している地域を指します。	JPMorgan・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル	15%

それぞれの債券セクターは、リスク/リターンの低いものから高いものまで、異なる性格を持っています。このような異なる性格を持つ債券セクターを組み合わせることにより、ポートフォリオ全体のリスクが低減します。

(b) 長期的な資産配分比率に基づく運用手法について

ストラテジック・アセット・アロケーションに基づき運用を行ないます。

ストラテジック・アセット・アロケーションとは・・・

各投資対象について長期的な分析を行ない、それに基づき導き出された資産配分比率を、長期的

に維持していく運用手法のことで、（これに対し、短中期のマーケットの見通しなどをを用い、機動的に資産配分を変更する方法をタクティカル・アセット・アロケーションといいます。）

ファンドは、ストラテジック・アセット・アロケーションの手法を用い、基本的な各債券セクターの資産配分比率を

米国国債/政府機関債 30%

米国高利回り社債（ハイ・イールド・ボンド）40%

先進国債券（除く米国）15%

エマージング債券 15%

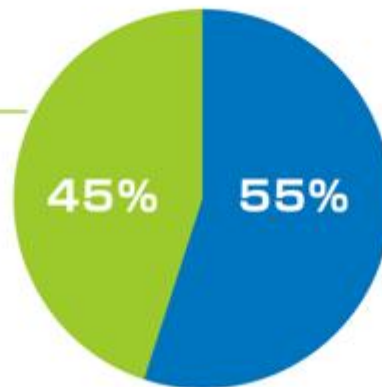
とします。

ファンド名にあるストラテジックは、このアロケーション手法よりつけられています。

【ファンドの基本資産配分】

安定性・流動性重視

米国国債/政府機関債:30%
先進国債券(除く米国):15%



好利回りの追求

米国高利回り社債:40%
(ハイ・イールド・ボンド)
エマージング債券:15%

投資環境、資金動向等によっては、上記配分と異なる可能性もあります。実際の運用上でこれらの数値を保証するものではありません。また、ファンドの運用においては、各セクターへの投資比率に制限を設けるものではありません。

各セクターごとの運用方針と役割は以下の通りです。

米国国債/政府機関債

ファンダメンタルズ、計量分析の両方を活用し、銘柄選別を行ないます。

高格付けによる安全性と流動性を提供します。

米国高利回り社債（ハイ・イールド・ボンド）

徹底した企業分析に基づくボトム・アップ・アプローチを採用し、個別銘柄の選別を重視します。

高水準の利息収入の確保と値上がり益の獲得を追求します。

先進国債券（除く米国）

原則としてベンチマークの通貨配分比率に基づき、ファンダメンタルズ、計量分析の両面から銘柄選別を行ないます。

グローバル分散投資の機会を提供します。

エマージング債券

トップ・ダウン、ボトム・アップ両方の観点から銘柄を選別します。

分散投資効果と高水準の利回り獲得機会を追求します。

上記の文中で示された考え方は、2011年10月現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

（２）【投資対象】

投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．株券または新株引受権証書
- ２．国債証券
- ３．地方債証券
- ４．特別の法律により法人の発行する債券
- ５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- ６．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
- ７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
- ８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
- ９．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
- １０．コマーシャル・ペーパー
- １１．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- １２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１．から１１．までの証券または証書の性質を有するもの
- １３．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第１０号で定めるものをいいます。）
- １４．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第１１号で定めるものをいいます。）
- １５．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第１８号で定めるものをいいます。）
- １６．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第１９号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
- １７．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第２０号で定めるものをいいます。）
- １８．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- １９．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第１４号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
- ２０．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第１６号で定めるものをいいます。）
- ２１．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第１４号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- ２２．外国の者に対する権利で２１．の有価証券の性質を有するもの

なお、１．の証券または証書、１２．ならびに１７．の証券または証書のうち１．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２．から６．までの証券および１２．ならびに１７．の証券または証書のうち２．から６．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、１３．の証券および１４．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

前記にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規

定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

1. 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
2. 信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含むものとします(以下同じ。)
3. 信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を行なうことの指図をすることができます。
4. 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
5. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行なうことの指図をすることができます。なお、スワップ取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
6. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引^{* 1}および為替先渡取引^{* 2}を行なうことの指図をすることができます。なお、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
7. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。なお、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。
8. 実質外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
9. 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。

* 1 「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。(以下、同じ。)

- * 2 「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下この段落において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下この段落において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。(以下、同じ。)

（３）【運用体制】

フィデリティは、米国、欧州、日本、アジア・パシフィックの世界主要拠点において、綿密なチーム体制のもと、調査・運用業務を遂行しています。

運用体制

ファンドが主として投資を行なうマザーファンドの運用体制は以下の通りです。

＜ファンドの運用体制＞

運用にあたっては、各債券セクターに専門の担当を設置し、フィデリティの調査・運用体制を十分に活用します。



※統括マネージャーが各債券セクターマネージャーと共に運用を行なっております。

フィデリティの企業調査

フィデリティは、投資対象の綿密な調査を重視しています。大規模なインハウス・リサーチ（自社のスタッフによる独自調査）体制を有しており、世界主要拠点で多くの企業調査の専門家が企業調査・運用に従事しています。企業内容の調査・分析にあたっては、FIL Limitedと、関連会社であるFMR Co. が、世界主要拠点のアナリストが独自に作成した企業調査情報を株式や債券の運用に活かしています。

フィデリティの運用・調査体制（2011年6月末日現在）

（単位：人）

拠点		米国	欧州	日本	アジア・パシフィック	総計
ポートフォリオ・マネージャー	株式	100	64	16	24	204
	ハイ・イールド債券	13	0	0	0	13
	投資適格債券	27	9	0	2	38
アナリスト	株式	188	94	33	53	368
	ハイ・イールド債券	22	0	0	0	22
	投資適格債券	63	32	0	7	102
トレーダー	株式	45	11	0	15	71
	ハイ・イールド債券	3	0	0	0	3
	投資適格債券	29	8	0	4	41
合計		490	218	49	105	862
運用に関するコンプライアンス部門		49	8	4	14	75

FMR LLCおよびFIL Limitedとその関係会社を含みます。

アナリストには、リサーチ・アナリストとリサーチ・アソシエイトを含みます。管理職等は除きます。上表中の数値は、将来変更となることがあります。

フィデリティの運用哲学

株式の運用においては、運用哲学の基礎を「ボトム・アップ・アプローチ」という調査・分析の手法にしています。「ボトム・アップ・アプローチ」とは、綿密な個別企業調査を行なうことにより、企業の将来の成長性や財務内容等ファンダメンタルズを調査・分析し、その結果をもとに運用する手法です。世界の調査部を主要なセクターに分け、企業の中長期的な成長の原動力となる競争力を多面的に調査します。調査対象企業からの情報のみならず、世界中の競争相手はもとより、仕入先、納品先といった取引先から、より広く、かつ客観的な情報を収集し、収益予測を行ない、最終的に中長期的な成長力を持った企業を発掘することに注力しています。

債券の運用においては、運用哲学の基礎を「過度のリスクをとらずに超過収益を生み出す」ことにしています。投資適格債券の運用においては、社内の債券専任アナリストによる計量分析(クオンツ分析)、発行体の信用分析(ファンダメンタルズ分析)の双方を活用した複数の戦略の積み重ねにより、付加価値を創出することを目的としています。ハイ・イールド債券(高利回り社債)の運用においては、株式同様、ボトム・アップによる徹底した個別企業調査を行ない、債務不履行等のリスクを最小限に抑える運用を行なうことに注力しています。いずれの場合においても、社内の株式アナリストとの間で調査情報の共有、調査活動の連携が行なわれています。

上記は、フィデリティの主たる投資対象の運用哲学について述べたものです。

運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用の指図にあたりましては、委託会社の投資信託に係る業務の方法を定めた「業務方法書」に従い、法令諸規則を遵守するとともに、その本旨に則り、「受益者本位に徹する」ことを基本としています。

ファンドの運用者であるポートフォリオ・マネージャーは、法令諸規則の遵守および禁止行為等のポートフォリオ・マネージャーに関する基本事項を定めた「服務規程」に従い、法令遵守、顧客の保護、ならびに取引の公正確保を図ることが求められています。

また、実際の運用の指図におきましては、種々の社内規則を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止しています。

投資リスクの管理および投資行動のチェックにつきましては、運用担当部門が自ら行なう方法と運用担当部門から独立したコンプライアンス部門が行なう方法を併用し、過度なリスクを取っていないかを検証しています。運用担当部門では、部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによる定期的なミーティング等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。コンプライアンス部門では、ファンドが法令および投資信託約款等を遵守して運用されているかがチェックされ、定期的なモニタリングの結果を運用担当部門にフィードバックしています。

マザーファンドにかかる運用の委託先の法令遵守状況につきましては、現地のコンプライアンス部門が中心となり、投資制限等のモニタリングを実施しています。

ファンドの関係法人に対する管理としては、受託会社より、原則として年1回、内部統制に関する報告書を入手しているほか、必要に応じて適宜ミーティング等を行なっています。

上記「(3) 運用体制」の内容は、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

毎決算時(原則毎月20日、同日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

(a) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利息等収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

(b) 収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。

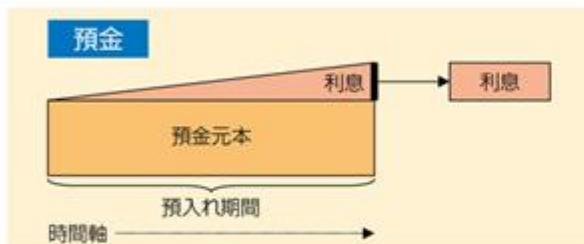
(c) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

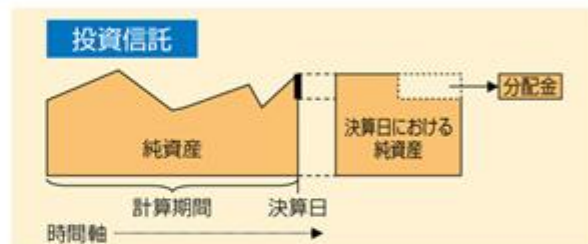
(参考)

[収益分配金に関する留意事項]

分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。



(注)預金は定率の円建て預金をイメージして記載しています。
預金元本は必ずしも全額保証されているものではありません。

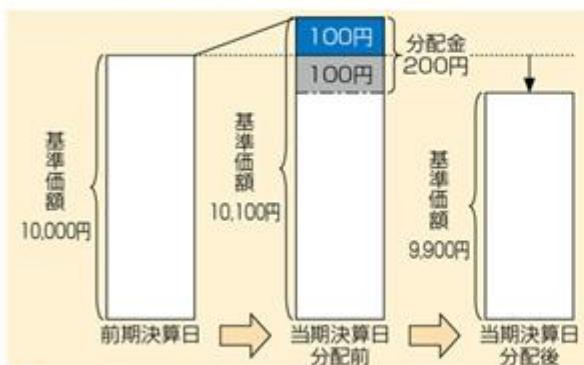


分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。

投資信託は、当期の収益の他に、ファンドの設定から当期以前の期間に発生して分配されなかった過去の収益の繰越分等*からも分配することができます。

*「分配準備積立金」、「収益調整金」

前期決算から基準価額が上昇 当期計算期間の収益がプラスの場合

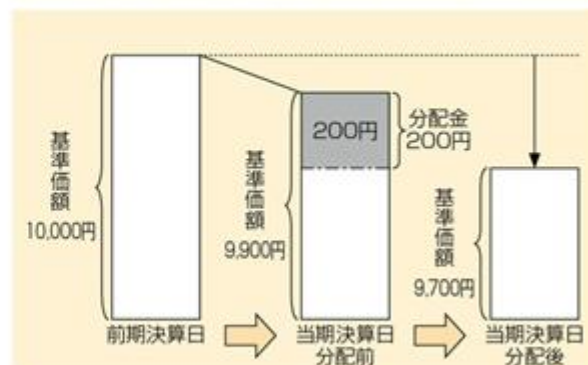


■ 当期の収益からの分配金 ■ 当期の収益以外からの分配金

※上記において収益は、経費控除後の利子・配当等収益および経費控除後の評価益を含む売買益の合計額を示します。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

前期決算から基準価額が下落 当期計算期間の収益がマイナスの場合



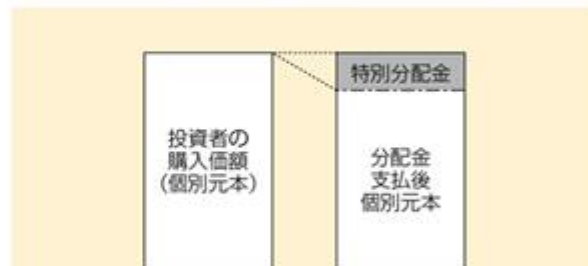
投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、ないし全てが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンドの購入価額は、個々の投資者によって異なりますので、投資期間全体での損益は、個々の投資者によって異なります。

分配金の一部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合



・「個別元本」とは、追加型投資信託の収益分配金や解約(償還)時の収益に対する課税計算をする際に用いる個々の投資者のファンドの購入価額のことを指します。

・「普通分配金」とは、個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

・「特別分配金」とは、実質的に元本の払戻しに相当するため、非課税扱いとなります。分配後の投資者の個別元本は、特別分配金の額だけ減少します。

※普通分配金に対する課税については、「4. 手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

利益の処理方式

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- (a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、信託財産保管費用、借入金の利息、信託事務の諸費用等（信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、立替金利息等を含みます。）、信託報酬（以下、総称して「支出金」といいます。）を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - (b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、支出金を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
 - (c) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
- (注) 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始するものとします。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「累積投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されません。

(5) 【投資制限】

ファンドの信託約款に基づく投資制限

- (a) 投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。上記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- (b) 債券等への実質投資割合^{*}には制限を設けません。
- (c) 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- (d) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (e) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。（当該外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行なうことができます。）
- (f) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (g) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (h) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものを含め、以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (i) マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (j) 信用取引の指図は、次の1. から6. までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の1. から6. までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（上記5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- (k) 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引の指図は次の範囲で行なうものとします。なお、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金ならびに前記「(2)投資対象 投資対象とする金融商品」1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (l) 通貨に係る先物取引および先物オプション取引の指図は、次の範囲で行なうものとします。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (m) 金利に係る先物取引およびオプション取引の指図は、次の範囲で行なうものとします。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前記「(2)投資対象 投資対象とする金融商品」1.から4.までに掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記「(2)投資対象 投資対象とする金融商品」1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差

し引いた額、以下同じ。)に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (n) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。（マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (o) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (p) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (q) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (r) 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- (s) 借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、当該資金借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。
- 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

* 上記(b)から(i)における「実質投資割合」とは、ファンドの信託財産の純資産総額に対する、ファンドの信託財産に属する(b)から(i)に掲げる各種の資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合

を意味します。「ファンドの信託財産に属するとみなした額」とは、ファンドの信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

「投資信託及び投資法人に関する法律」(以下「投資信託法」といいます。)および関係法令に基づく投資制限

- (a) 委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。)を行なうこと、または継続することを内容とした運用を行なうことを受託会社に指図してはなりません。
- (b) 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

(参考情報)

フィデリティ・ストラテジック・インカム・マザーファンドの概要

1. 基本方針

この投資信託は、高水準の利息等収入の確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米国国債/政府機関債、米国高利回り社債(ハイ・イールド・ボンド)、先進国の債券およびエマージング諸国の債券等を主要な投資対象とします。

(2) 投資態度

米国国債/政府機関債、米国高利回り社債(ハイ・イールド・ボンド)、先進国の債券およびエマージング諸国の債券等を中心に分散投資を行ない、利息等収入の確保を図るとともに、値上り益の追求をめざします。

各投資対象についての長期的な分析に基づき資産配分を算出し、長期的にこの配分を維持するアプローチを基本とした運用を行ないます。

個別銘柄分析、信用分析等に注力した運用を行ないます。

債券等の組入比率は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。

同一発行体の発行する債券およびその他の有価証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の10%以下とします。ただし、米国政府、米国政府が出資する機関および米国政府機関が発行する証券は除きます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらと類似の取引を行なうことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行なうことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに有価証券等の価格変動リスクおよび為替リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことができます。

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付を行なうことができます。

(3) 投資制限

債券への投資割合には制限を設けません。

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。したがって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

ファンドが有する主なリスク等（ファンドが主に投資を行なうマザーファンドが有するリスク等を含みます。）は以下の通りです。

主な変動要因

< 価格変動リスク >

基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。

< 信用リスク >

有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、債務が履行されない場合があります。なお、ハイ・イールド債およびエマージング・マーケット債に投資を行なう場合には、上位に格付された債券に比べて前述のリスクが高くなります。

< 金利変動リスク >

公社債等は、金利の変動を受けて価格が変動します。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、金利が低下した場合には債券価格は上昇します。

< 為替変動リスク >

Aコースは為替ヘッジを行なうことで、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行なう際には当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかる場合があります。Bコースは為替ヘッジを行なわないため、外貨建の有価証券等に投資を行なう場合には、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。

< エマ - ジング市場に関わるリスク >

エマージング市場（新興諸国市場）への投資においては、政治・経済的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等の状況によって有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。

その他の変動要因

< デリバティブ（派生商品）に関するリスク >

ファンドは、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ（派生商品）を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

< クーリング・オフ >

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

< 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動の可能性 >

解約資金を手当てするために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市場動向や取引量等の状況によって基準価額が大きく変動する可能性があります。

< ファミリーファンド方式にかかる留意点 >

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。このため、マザーファンドに投資する他のベ

ビーファンドの追加設定・解約等に伴い、マザーファンドにおいて売買が生じ、ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

上記の他、Bコースには下記の留意点もあります。

<ベンチマークに関する留意点>

ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあり、ベンチマークとの連動を目指すものではありません。また、投資対象国または地域の市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

(2) 投資リスクの管理体制

投資リスク管理および投資行動のチェックにつきましては、運用担当部門が自ら行なう方法と運用担当部門から独立したコンプライアンス部門が行なう方法を併用し、過度なリスクを取っていないかを検証しています。

運用担当部門では、部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが定期的に「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。ポートフォリオ・マネージャーは銘柄選定、業種別配分、投資タイミングの決定等についての権限を保有していますが、この「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」では、各ポートフォリオ・マネージャーのポートフォリオ構築状況がレビューされます。この情報共有によって、ポートフォリオ・マネージャーが個人で判断することに起因するリスクが管理される仕組みとなっています。

また、運用部門から独立したコンプライアンス部門が行なうチェックでは、法令および投資信託約款等の遵守状況について、定期的なモニタリングの結果を運用担当部門にフィードバックしています。

マザーファンドにかかる運用の委託先の法令遵守状況につきましては、現地のコンプライアンス部門が中心となり、投資制限等のモニタリングを実施しています。

(3) 販売会社に係る留意点

販売会社から委託会社に対してお申込み金額の払込みが現実になされるまでは、ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

収益分配金・一部解約金・償還金の支払は全て販売会社を通じて行なわれます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払についての責任を負いません。

委託会社は、販売会社（販売会社が選任する取次会社を含みます。）とは別法人であり、委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社は販売（お申込み金額の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料率は2.10%（税抜 2.00%）を超えないものとします。なお、申込手数料率の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

申込手数料は、お申込み口数、お申込み金額またはお申込み金総額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

「お申込み金額」とは、取得申込受付日の翌営業日の基準価額にお申込み口数を乗じて得た金額をいいます。

「お申込み金総額」とは、「お申込み金額」に申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額を加算した、取得申込者の支払金総額をいいます。

ただし、「累積投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの販売価格は取得申込受付日（各計算期間終了日）の基準価額とし、申込手数料は無手数料とします。

また、Aコース・Bコース間の乗り換え（「スイッチング」）の場合には、申込手数料は、無手数料とします。

ただし、スイッチングに伴う換金にあたっては、通常の換金と同様に税金がかかります。詳しくは「（５）課税上の取扱い」をご参照ください。

上記にかかわらず、販売会社によってはスイッチングの取扱いを行わない場合があります。その場合、前記に定める申込手数料がかかります。また、販売会社によっては、Aコース・Bコースどちらか一方のみの取扱いを行なう場合があります。

また、販売会社によっては、償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額とします。）で取得する口数（以下「償還金取得口数」といいます。）については販売会社が別途定める申込手数料率を適用する「償還乗換え」によりファンドの取得申込みの取扱いを行なう場合があります。

その場合、当該取得申込みの総口数が当該償還金取得口数を超えるときは、申込手数料の額は、かかる超過口数について当該取得申込みの総口数に適用される上記の申込手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。なお、償還乗換えの際に償還金の支払を受けたことを証する書類を提示していただくことがあります。

「償還乗換え」とは、取得申込受付日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込受付日の属する月の前3ヵ月以内における受益権の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。）をもって、その支払を行なった販売会社でファンドの取得申込みを行なっていた場合をいいます。

さらに、販売会社によっては、販売会社が別途定める申込手数料率を適用する「換金乗換え」によりファンドの取得申込みの取扱いを行なう場合もあります。

「換金乗換え」とは、追加型証券投資信託の信託終了日の1年前以内で販売会社が別に定める期間以降、当該投資信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約代金をもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社でファンドの取得申込みを行なっていた場合をいいます。

ます。

スイッチング、償還乗換えおよび換金乗換への取扱い等についての詳細は、販売会社にお問い合わせください。

(2) 【換金（解約）手数料】

一部解約にあたっては手数料はかかりません。従って、一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬（消費税等相当額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.5015%（税抜 1.43%）以内の率を乗じて得た額とします。

上記の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託会社、販売会社および受託会社との間の配分は以下の通りに定めます。

（年率）

委託会社	販売会社	受託会社	合計
0.74025% （税抜 0.705%）	0.70875% （税抜 0.675%）	0.0525% （税抜 0.05%）	1.5015% （税抜 1.43%）

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行なうファンドの募集・販売の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者に対する報酬は、ファンドから委託会社が受ける信託報酬の中から支弁されるものとし、

税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

(4) 【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用
先物取引やオプション取引等に要する費用

外貨建資産の保管費用

借入金の利息

信託財産に関する租税

信託事務の処理に要する諸費用

受託会社の立替えた立替金の利息

その他、以下の諸費用

1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
6. ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

7. ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、上記の諸費用の支払をファンドのために行ない、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、実際に支払う諸費用の金額状況を考慮して、信託の期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎年1月および7月に到来する計算期（以下「特定期間」といいます。）末または信託終了のときに、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

なお、上記の費用については、ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記(1)～(4)に係る手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することが出来ません。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

個別元本方式について

1. 個別元本について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「累積投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については下記「3. 収益分配金の課税について」をご参照ください。）

2. 一部解約時および償還時の課税について

< 個人の受益者の場合 >

一部解約時および償還時の解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象となります。

< 法人の受益者の場合 >

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

3. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

1．個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金について、2013年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、2014年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行なうことにより総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり特別分配金は課税されません。

一部解約時および償還時については、解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象（譲渡所得）となり、2013年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、2014年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を選択した場合は申告不要となります。

2．法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、2013年12月31日までは7%（所得税7%）、2014年1月1日からは15%（所得税15%）の税率により源泉徴収されます。（地方税の源泉徴収はありません。）収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

上記「（5）課税上の取扱い」の記載は、2011年8月末現在のものでありますので、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

上記「（5）課税上の取扱い」の記載は、法的助言または税務上の助言をなすものではありません。ファンドへの投資を検討される方は、ファンドの購入、保有、換金等がもたらす税務上の意味合いにつき専門家と相談されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

Aコース（為替ヘッジ付き）

（2011年8月31日現在）

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
有価証券			
親投資信託受益証券	日本	1,281,513,475	99.46
小計		1,281,513,475	99.46
その他の資産			
預金・その他	-	9,259,369	0.72
小計		9,259,369	0.72
負債	-	2,321,684	0.18
合計（純資産総額）		1,288,451,160	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他資産の投資状況

（2011年8月31日現在）

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引（売建）	日本	1,218,313,580	94.56

（注）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

Bコース（為替ヘッジなし）

（2011年8月31日現在）

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
有価証券			
親投資信託受益証券	日本	1,318,809,603	100.05
小計		1,318,809,603	100.05
その他の資産			
預金・その他	-	440,099	0.03
小計		440,099	0.03
負債	-	1,083,641	0.08
合計（純資産総額）		1,318,166,061	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考) マザーファンドの投資状況

フィデリティ・ストラテジック・インカム・マザーファンド

(2011年8月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
有価証券			
株式	アメリカ	11,782,625	0.45
小計		11,782,625	0.45
国債証券	日本	68,756,279	2.64
	アメリカ	620,450,873	23.86
	アルゼンチン	72,255,173	2.78
	ドイツ	69,035,771	2.65
	カナダ	66,197,931	2.55
	イギリス	58,673,068	2.26
	ベトナム	42,101,482	1.62
	オーストリア	37,848,206	1.46
	フランス	37,544,473	1.44
	ブラジル	31,251,406	1.20
	ロシア	31,124,151	1.20
	オランダ	21,861,627	0.84
	メキシコ	16,209,407	0.62
	トルコ	12,921,673	0.50
	ヴェネズエラ	12,667,856	0.49
	インドネシア	11,212,673	0.43
	イタリア	10,818,360	0.42
	フィリピン	7,792,947	0.30
	スペイン	5,723,098	0.22
	ポーランド	5,239,904	0.20
	ルクセンブルグ	3,177,036	0.12
	コロンビア	612,002	0.02
小計		1,243,475,396	47.82
特殊債券	アメリカ	21,492,323	0.83
	ドイツ	16,236,471	0.62
	国際機関	5,786,479	0.22
小計		43,515,273	1.67
社債券	アメリカ	826,980,708	31.80
	イギリス	56,403,899	2.17
	ドイツ	55,126,054	2.12
	ルクセンブルグ	51,927,043	2.00
	ヴェネズエラ	47,220,041	1.82
	バミューダ	34,948,355	1.34
	メキシコ	18,317,838	0.70
	フランス	17,880,420	0.69
	ケイマン諸島	16,433,871	0.63
	アイルランド	13,045,800	0.50

	オーストラリア	12,392,551	0.48
	オランダ	12,121,467	0.47
	カザフスタン	10,324,408	0.40
	カナダ	7,845,706	0.30
	マーシャル諸島	2,275,341	0.09
	スペイン	1,481,082	0.06
	パナマ	381,782	0.01
	アルゼンチン	333,819	0.01
	小計	1,185,440,185	45.59
	その他の資産		
	預金・その他	-	160,163,960
	小計		160,163,960
	負債	-	44,114,771
	合計(純資産総額)		2,600,262,668
			100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他資産の投資状況

(2011年8月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引(売建)	日本	1,258,320	0.05

(注) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

Aコース(為替ヘッジ付き)

(2011年8月31日現在)

順位	種類	銘柄名	国名	数量 (口数)	帳簿価 額単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	親投資 信託受 益証券	フィデリティ・スト ラテジック・インカ ム・マザーファンド	日本	869,707,143	1.4747	1,282,557,127	1.4735	1,281,513,475	99.46

Bコース(為替ヘッジなし)

(2011年8月31日現在)

順位	種類	銘柄名	国名	数量 (口数)	帳簿価 額単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	親投資 信託受 益証券	フィデリティ・スト ラテジック・インカ ム・マザーファンド	日本	895,018,394	1.4747	1,319,883,952	1.4735	1,318,809,603	100.05

種類別投資比率

Aコース（為替ヘッジ付き）

（2011年8月31日現在）

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.46

Bコース（為替ヘッジなし）

（2011年8月31日現在）

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.05

（参考）マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

フィデリティ・ストラテジック・インカム・マザーファンド

（2011年8月31日現在）

順位	銘柄名	通貨 地域	種類	数量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 時価金額(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率 (%)
1	ARGENTINA REP 7% 9/12/13 EC	アメリカ・ドル アルゼンチン	国債証券	645,000	7,742.14 49,936,836	7,744.98 49,955,150	7.00 2013/09/12	1.92
2	CS INTL EXIM UKR 7.65% 9/7/11	アメリカ・ドル イギリス	社債券	600,000	7,597.26 45,583,560	7,635.63 45,813,780	7.65 2011/09/07	1.76
3	GERMANY GOVT 3.25% 7/04/21	ユーロ ドイツ	国債証券	365,000	12,180.75 44,459,763	12,172.23 44,428,648	3.25 2021/07/04	1.71
4	USTN .625% 7/15/14	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券	525,000	7,738.15 40,625,311	7,743.53 40,653,513	0.625 2014/07/15	1.56
5	CANADA GOVT 3.75% 6/01/12	カナダ・ドル カナダ	国債証券	495,000	8,006.42 39,631,810	7,997.18 39,586,051	3.75 2012/06/01	1.52
6	AUSTRIA GOVT 4.65% 1/15/18	ユーロ オーストリア	国債証券	300,000	12,653.04 37,959,137	12,616.07 37,848,206	4.65 2018/01/15	1.46
7	UK GILT 4% 3/07/22	イギリス・ポンド イギリス	国債証券	270,000	14,011.02 37,829,759	13,873.70 37,458,988	4.00 2022/03/07	1.44
8	USTN 3.375% 7/31/13	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券	445,000	8,145.79 36,248,798	8,139.81 36,222,162	3.375 2013/07/31	1.39
9	VIETNAM PAR 3/5.5% 3/12/28	アメリカ・ドル ベトナム	国債証券	575,000	6,292.68 36,182,910	6,254.31 35,962,282	4.00 2028/03/12	1.38
10	USTB 4.375% 2/15/38	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券	394,000	9,122.46 35,942,521	8,908.98 35,101,368	4.375 2038/02/15	1.35
11	USTB 7.125% 2/15/23	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券	307,000	11,431.80 35,095,639	11,304.72 34,705,499	7.125 2023/02/15	1.33
12	PETROLEOS DE VEN 4.9% 10/28/14	アメリカ・ドル ヴェネズエラ	社債券	600,000	5,717.13 34,302,780	5,640.39 33,842,340	4.90 2014/10/28	1.30
13	USTN 2.75% 5/31/17	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券	400,000	8,371.79 33,487,187	8,344.86 33,379,444	2.75 2017/05/31	1.28

14	USTN 1.75% 4/15/13	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券	419,000	7,869.45 32,973,023	7,867.62 32,965,306	1.75 2013/04/15	1.27
15	USTN 1.5% 7/31/16	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券	395,000	7,886.07 31,149,997	7,891.02 31,169,531	1.50 2016/07/31	1.20
16	第308回10年国債	日本・円 日本	国債証券	30,000,000	103.86 31,158,600	103.55 31,065,900	1.30 2020/06/20	1.19
17	USTB 9.875% 11/15/15	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券	284,000	10,635.62 30,205,180	10,614.06 30,143,938	9.875 2015/11/15	1.16
18	DEUTSCHE EMTN 3.75% 2/12/14	ユーロ ドイツ	社債券	250,000	11,670.82 29,177,066	11,644.48 29,111,194	3.75 2014/02/12	1.12
19	FRANCE OAT 3.25% 10/25/21	ユーロ フランス	国債証券	250,000	11,541.29 28,853,240	11,478.74 28,696,862	3.25 2021/10/25	1.10
20	USTN 1.50% 8/31/18	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券	374,000	7,638.03 28,566,245	7,661.95 28,655,699	1.50 2018/08/31	1.10
21	USTN 2.375% 8/31/14	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券	345,000	8,136.20 28,069,907	8,137.43 28,074,143	2.375 2014/08/31	1.08
22	USTN .375% 6/30/13	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券	355,000	7,699.78 27,334,235	7,699.17 27,332,056	0.375 2013/06/30	1.05
23	RUSSIAN FD CPN REGS	アメリカ・ドル ロシア	国債証券	281,125	9,139.73 25,694,075	9,135.90 25,683,284	7.50 2030/03/31	0.99
24	CIT GROUP INC 7% 5/2/17 REGS	アメリカ・ドル アメリカ	社債券	340,000	7,251.93 24,656,562	7,386.22 25,113,165	7.00 2017/05/02	0.97
25	USTB 4.375% 5/15/41	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券	281,000	9,112.87 25,607,178	8,893.48 24,990,665	4.375 2041/05/15	0.96
26	USTN 4.25%	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券	286,000	8,286.07 23,698,183	8,279.79 23,680,186	4.25 2013/08/15	0.91
27	NETHERLAND GOV 5.5%	ユーロ オランダ	国債証券	150,000	14,618.92 21,928,385	14,574.42 21,861,626	5.50 2028/01/15	0.84
28	USTB 8.125% 8/15/19	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券	175,000	11,456.97 20,049,706	11,374.25 19,904,936	8.125 2019/08/15	0.77
29	INTELSAT LTD 11.25% 6/16	アメリカ・ドル バミューダ	社債券	245,000	8,000.14 19,600,355	7,961.78 19,506,348	11.25 2016/06/15	0.75
30	USTN 4%	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券	226,000	8,606.85 19,451,484	8,604.47 19,446,107	4.00 2015/02/15	0.75

(参考) マザーファンドの種類別および業種別投資比率
 フィデリティ・ストラテジック・インカム・マザーファンド

(2011年8月31日現在)

種類	国内/外国	業種/種別	投資比率 (%)
株式	外国	運輸	0.09
		各種金融	0.28
		公益事業	0.08
	小計		0.45
公社債券	国内	国債証券	2.64
	小計		2.64
	外国	国債証券	45.18
		特殊債券	1.67
		社債券	45.59
小計		92.44	
合計(対純資産総額比)			95.54

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

Aコース(為替ヘッジ付き)

(2011年8月31日現在)

種類	通貨	買建/売建	数量	簿価金額 (円)	時価金額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	カナダ・ドル	売建	417,000	32,279,970	32,651,100	2.53
	イギリス・ポンド	売建	296,000	37,422,091	37,041,440	2.87
	ユーロ	売建	1,016,000	111,964,484	112,440,720	8.73
	アメリカ・ドル	売建	13,506,000	1,035,910,200	1,036,180,320	80.42

Bコース(為替ヘッジなし)

該当事項はありません。

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価金額の比率をいいます。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(参考) マザーファンドのその他投資資産の主要なもの
 フィデリティ・ストラテジック・インカム・マザーファンド

(2011年8月31日現在)

種類	通貨	買建/売建	数量	簿価金額 (円)	時価金額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	アメリカ・ドル	売建	16,399	1,256,189	1,258,320	0.05

(注1) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価金額の比率をいいます。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2011年8月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

Aコース(為替ヘッジ付き)

年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
2002年1月21日 (7特定期間)	1,481	1,483	0.9519	0.9529
2002年7月22日 (8特定期間)	1,159	1,160	0.9314	0.9324
2003年1月20日 (9特定期間)	1,011	1,013	0.9791	0.9811
2003年7月22日 (10特定期間)	776	778	1.0185	1.0215
2004年1月20日 (11特定期間)	689	691	1.0392	1.0422
2004年7月20日 (12特定期間)	793	796	1.0113	1.0143
2005年1月20日 (13特定期間)	832	835	1.0317	1.0347
2005年7月20日 (14特定期間)	827	828	1.0263	1.0278
2006年1月20日 (15特定期間)	714	714	1.0175	1.0185
2006年7月20日 (16特定期間)	582	583	0.9861	0.9871
2007年1月22日 (17特定期間)	540	541	1.0036	1.0046
2007年7月20日 (18特定期間)	468	469	0.9798	0.9808
2008年1月21日 (19特定期間)	445	447	0.9629	0.9664

2008年7月22日 (20特定期間)	393	395	0.9168	0.9223
2009年1月20日 (21特定期間)	344	347	0.8251	0.8311
2009年7月21日 (22特定期間)	375	378	0.8568	0.8628
2010年1月20日 (23特定期間)	438	441	0.9033	0.9103
2010年7月20日 (24特定期間)	729	735	0.8866	0.8936
2011年1月20日 (25特定期間)	1,073	1,082	0.8728	0.8798
2011年7月20日 (26特定期間)	1,437	1,447	0.8581	0.8636
2010年8月末日	879	-	0.8943	-
2010年9月末日	898	-	0.8986	-
2010年10月末日	950	-	0.8983	-
2010年11月末日	1,029	-	0.8819	-
2010年12月末日	1,021	-	0.8734	-
2011年1月末日	1,102	-	0.8736	-
2011年2月末日	1,163	-	0.8703	-
2011年3月末日	1,151	-	0.8654	-
2011年4月末日	1,289	-	0.8662	-
2011年5月末日	1,415	-	0.8665	-
2011年6月末日	1,420	-	0.8562	-
2011年7月末日	1,416	-	0.8597	-
2011年8月末日	1,288	-	0.8458	-

Bコース(為替ヘッジなし)

年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
2002年1月21日 (7特定期間)	3,124	3,134	0.9974	1.0004
2002年7月22日 (8特定期間)	3,541	3,557	0.8653	0.8693
2003年1月20日 (9特定期間)	4,105	4,122	0.9219	0.9259
2003年7月22日 (10特定期間)	3,860	3,876	0.9691	0.9731
2004年1月20日 (11特定期間)	3,390	3,405	0.9063	0.9103
2004年7月20日 (12特定期間)	3,604	3,618	0.8923	0.8958
2005年1月20日 (13特定期間)	3,546	3,560	0.8737	0.8772
2005年7月20日 (14特定期間)	3,814	3,829	0.9466	0.9501
2006年1月20日 (15特定期間)	3,677	3,691	0.9648	0.9683
2006年7月20日 (16特定期間)	3,161	3,172	0.9540	0.9575
2007年1月22日 (17特定期間)	3,114	3,129	1.0118	1.0168
2007年7月20日 (18特定期間)	2,962	2,977	1.0031	1.0081
2008年1月21日 (19特定期間)	2,533	2,546	0.8759	0.8804
2008年7月22日 (20特定期間)	2,382	2,393	0.8509	0.8549
2009年1月20日 (21特定期間)	1,732	1,742	0.6489	0.6529
2009年7月21日 (22特定期間)	1,849	1,858	0.7164	0.7199
2010年1月20日 (23特定期間)	1,832	1,842	0.7474	0.7514
2010年7月20日 (24特定期間)	1,678	1,688	0.7063	0.7103
2011年1月20日 (25特定期間)	1,547	1,557	0.6741	0.6781
2011年7月20日 (26特定期間)	1,422	1,431	0.6528	0.6568
2010年8月末日	1,649	-	0.6957	-

2010年9月末日	1,656	-	0.6997	-
2010年10月末日	1,597	-	0.6796	-
2010年11月末日	1,611	-	0.6919	-
2010年12月末日	1,530	-	0.6661	-
2011年1月末日	1,536	-	0.6748	-
2011年2月末日	1,524	-	0.6716	-
2011年3月末日	1,539	-	0.6826	-
2011年4月末日	1,500	-	0.6805	-
2011年5月末日	1,470	-	0.6707	-
2011年6月末日	1,438	-	0.6629	-
2011年7月末日	1,394	-	0.6437	-
2011年8月末日	1,318	-	0.6246	-

【分配の推移】

Aコース（為替ヘッジ付き）

期	1口当たりの分配金(円)
7 特定期間（32期～37期計算期間合計）	0.0060
8 特定期間（38期～43期計算期間合計）	0.0060
9 特定期間（44期～49期計算期間合計）	0.0100
10 特定期間（50期～55期計算期間合計）	0.0145
11 特定期間（56期～61期計算期間合計）	0.0180
12 特定期間（62期～67期計算期間合計）	0.0180
13 特定期間（68期～73期計算期間合計）	0.0180
14 特定期間（74期～79期計算期間合計）	0.0135
15 特定期間（80期～85期計算期間合計）	0.0065
16 特定期間（86期～91期計算期間合計）	0.0060
17 特定期間（92期～97期計算期間合計）	0.0060
18 特定期間（98期～103期計算期間合計）	0.0060
19 特定期間（104期～109期計算期間合計）	0.0135
20 特定期間（110期～115期計算期間合計）	0.0295
21 特定期間（116期～121期計算期間合計）	0.0340
22 特定期間（122期～127期計算期間合計）	0.0360
23 特定期間（128期～133期計算期間合計）	0.0400
24 特定期間（134期～139期計算期間合計）	0.0420
25 特定期間（140期～145期計算期間合計）	0.0420
26 特定期間（146期～151期計算期間合計）	0.0405

Bコース（為替ヘッジなし）

期	1口当たりの分配金(円)
7 特定期間（32期～37期計算期間合計）	0.0180
8 特定期間（38期～43期計算期間合計）	0.0240
9 特定期間（44期～49期計算期間合計）	0.0240
10 特定期間（50期～55期計算期間合計）	0.0240
11 特定期間（56期～61期計算期間合計）	0.0240
12 特定期間（62期～67期計算期間合計）	0.0210
13 特定期間（68期～73期計算期間合計）	0.0210
14 特定期間（74期～79期計算期間合計）	0.0210
15 特定期間（80期～85期計算期間合計）	0.0210
16 特定期間（86期～91期計算期間合計）	0.0210
17 特定期間（92期～97期計算期間合計）	0.0270
18 特定期間（98期～103期計算期間合計）	0.0300
19 特定期間（104期～109期計算期間合計）	0.0285
20 特定期間（110期～115期計算期間合計）	0.0245
21 特定期間（116期～121期計算期間合計）	0.0240
22 特定期間（122期～127期計算期間合計）	0.0230
23 特定期間（128期～133期計算期間合計）	0.0230
24 特定期間（134期～139期計算期間合計）	0.0240
25 特定期間（140期～145期計算期間合計）	0.0240
26 特定期間（146期～151期計算期間合計）	0.0240

【収益率の推移】

Aコース（為替ヘッジ付き）

期	収益率(%)
7 特定期間（32期～37期計算期間合計）	1.5
8 特定期間（38期～43期計算期間合計）	1.5
9 特定期間（44期～49期計算期間合計）	6.2
10 特定期間（50期～55期計算期間合計）	5.5
11 特定期間（56期～61期計算期間合計）	3.8
12 特定期間（62期～67期計算期間合計）	1.0
13 特定期間（68期～73期計算期間合計）	3.8
14 特定期間（74期～79期計算期間合計）	0.8
15 特定期間（80期～85期計算期間合計）	0.2
16 特定期間（86期～91期計算期間合計）	2.5
17 特定期間（92期～97期計算期間合計）	2.4
18 特定期間（98期～103期計算期間合計）	1.8
19 特定期間（104期～109期計算期間合計）	0.3
20 特定期間（110期～115期計算期間合計）	1.7
21 特定期間（116期～121期計算期間合計）	6.3
22 特定期間（122期～127期計算期間合計）	8.2
23 特定期間（128期～133期計算期間合計）	10.1
24 特定期間（134期～139期計算期間合計）	2.8
25 特定期間（140期～145期計算期間合計）	3.2
26 特定期間（146期～151期計算期間合計）	3.0

Bコース(為替ヘッジなし)

期	収益率(%)
7 特定期間(32期～37期計算期間合計)	10.0
8 特定期間(38期～43期計算期間合計)	10.8
9 特定期間(44期～49期計算期間合計)	9.3
10 特定期間(50期～55期計算期間合計)	7.7
11 特定期間(56期～61期計算期間合計)	4.0
12 特定期間(62期～67期計算期間合計)	0.8
13 特定期間(68期～73期計算期間合計)	0.3
14 特定期間(74期～79期計算期間合計)	10.7
15 特定期間(80期～85期計算期間合計)	4.1
16 特定期間(86期～91期計算期間合計)	1.1
17 特定期間(92期～97期計算期間合計)	8.9
18 特定期間(98期～103期計算期間合計)	2.1
19 特定期間(104期～109期計算期間合計)	9.8
20 特定期間(110期～115期計算期間合計)	0.1
21 特定期間(116期～121期計算期間合計)	20.9
22 特定期間(122期～127期計算期間合計)	13.9
23 特定期間(128期～133期計算期間合計)	7.5
24 特定期間(134期～139期計算期間合計)	2.3
25 特定期間(140期～145期計算期間合計)	1.2
26 特定期間(146期～151期計算期間合計)	0.4

(注) 収益率とは、各特定期間末の基準価額(分配付)から前特定期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前特定期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4)【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済数量は次のとおりです。

Aコース(為替ヘッジ付き)

期	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
7 特定期間 (2001年7月24日～2002年1月21日)	68,350,087	141,990,237	1,556,540,349
8 特定期間 (2002年1月22日～2002年7月22日)	138,479,451	450,251,438	1,244,768,362
9 特定期間 (2002年7月23日～2003年1月20日)	209,037,560	421,155,025	1,032,650,897
10 特定期間 (2003年1月21日～2003年7月22日)	59,199,396	329,317,635	762,532,658
11 特定期間 (2003年7月23日～2004年1月20日)	98,339,728	197,068,289	663,804,097
12 特定期間 (2004年1月21日～2004年7月20日)	163,257,822	42,076,230	784,985,689
13 特定期間 (2004年7月21日～2005年1月20日)	98,783,601	76,671,300	807,097,990
14 特定期間 (2005年1月21日～2005年7月20日)	96,079,648	96,663,325	806,514,313
15 特定期間 (2005年7月21日～2006年1月20日)	19,421,430	123,994,094	701,941,649
16 特定期間 (2006年1月21日～2006年7月20日)	14,799,189	125,903,537	590,837,301
17 特定期間 (2006年7月21日～2007年1月22日)	20,194,204	72,395,193	538,636,312
18 特定期間 (2007年1月23日～2007年7月20日)	16,502,381	76,522,349	478,616,344
19 特定期間 (2007年7月21日～2008年1月21日)	8,737,732	24,226,947	463,127,129
20 特定期間 (2008年1月22日～2008年7月22日)	13,954,281	48,254,225	428,827,185
21 特定期間 (2008年7月23日～2009年1月20日)	7,727,031	18,872,063	417,682,153
22 特定期間 (2009年1月21日～2009年7月21日)	33,412,326	12,970,083	438,124,396
23 特定期間 (2009年7月22日～2010年1月20日)	81,074,878	34,124,786	485,074,488
24 特定期間 (2010年1月21日～2010年7月20日)	410,594,707	72,784,202	822,884,993
25 特定期間 (2010年7月21日～2011年1月20日)	550,181,722	143,213,845	1,229,852,870
26 特定期間 (2011年1月21日～2011年7月20日)	673,360,340	227,408,219	1,675,804,991

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

Bコース(為替ヘッジなし)

期	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
7 特定期間 (2001年7月24日～2002年1月21日)	513,448,037	1,252,542,907	3,132,793,705
8 特定期間 (2002年1月22日～2002年7月22日)	1,533,923,833	574,052,180	4,092,665,358
9 特定期間 (2002年7月23日～2003年1月20日)	725,270,887	364,942,820	4,452,993,425
10特定期間 (2003年1月21日～2003年7月22日)	518,496,207	987,490,546	3,983,999,086
11特定期間 (2003年7月23日～2004年1月20日)	237,549,466	480,458,432	3,741,090,120
12特定期間 (2004年1月21日～2004年7月20日)	468,604,749	170,182,648	4,039,512,221
13特定期間 (2004年7月21日～2005年1月20日)	137,569,283	118,057,972	4,059,023,532
14特定期間 (2005年1月21日～2005年7月20日)	188,601,691	217,420,744	4,030,204,479
15特定期間 (2005年7月21日～2006年1月20日)	170,453,581	388,468,754	3,812,189,306
16特定期間 (2006年1月21日～2006年7月20日)	41,106,924	539,723,037	3,313,573,193
17特定期間 (2006年7月21日～2007年1月22日)	48,612,907	284,098,923	3,078,087,177
18特定期間 (2007年1月23日～2007年7月20日)	63,653,126	188,379,058	2,953,361,245
19特定期間 (2007年7月21日～2008年1月21日)	54,154,930	114,741,795	2,892,774,380
20特定期間 (2008年1月22日～2008年7月22日)	26,975,836	119,417,910	2,800,332,306
21特定期間 (2008年7月23日～2009年1月20日)	14,473,059	145,830,122	2,668,975,243
22特定期間 (2009年1月21日～2009年7月21日)	15,727,825	103,427,009	2,581,276,059
23特定期間 (2009年7月22日～2010年1月20日)	22,283,648	151,674,518	2,451,885,189
24特定期間 (2010年1月21日～2010年7月20日)	37,021,716	112,024,451	2,376,882,454
25特定期間 (2010年7月21日～2011年1月20日)	55,295,207	135,897,958	2,296,279,703
26特定期間 (2011年1月21日～2011年7月20日)	177,636,827	294,654,373	2,179,262,157

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

[次へ](#)

< 参考情報 >

(2011年8月31日現在)

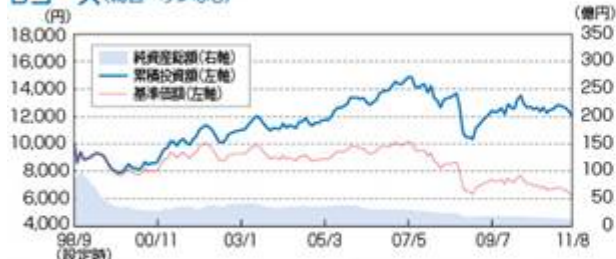
※運用実績等について別途月次等で適時開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて開覧できます。
 ※下記データは過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。
 ※別途記載がない限り、主要な資産の状況は対純資産総額比率です。
 ※各々のグラフ、表にある比率は、それぞれの項目を四捨五入して表示しています。
 ※未払金等の発生により、「現金-その他」の数値がマイナスになることがあります。

基準価額・純資産の推移

Aコース(為替ヘッジ付き)



Bコース(為替ヘッジなし)



※累積投資額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの収益分配金を再投資した実績評価額です。ただし、購入時手数料および収益分配金にかかる税金は考慮していません。

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

主要な資産の状況(マザーファンド)

資産別組入状況

債券	95.1%
新株予約権付社債(転換社債)	-
株式	0.5%
新株予約権証券(ワラント)	-
現金-その他	4.5%

組入上位10銘柄

銘柄	国*	格付	比率
1 ARGENTINA REP 7% 2013/09/12 EC	アルゼンチン	B	1.9%
2 CS INTL EXIM UKR 7.65% 2011/09/07	イギリス	B	1.8%
3 GERMANY GOVT 3.25% 2021/07/04	ドイツ	AAA/Aaa	1.7%
4 USTN 0.625% 2014/07/15	アメリカ	AA/Aa	1.6%
5 CANADA GOVT 3.75% 2012/06/01	カナダ	AAA/Aaa	1.5%
6 AUSTRIA GOVT 4.65% 2018/01/15	オーストリア	AAA/Aaa	1.5%
7 UK GILT 4% 2022/03/07	イギリス	AAA/Aaa	1.4%
8 USTN 3.375% 2013/07/31	アメリカ	AA/Aa	1.4%
9 VIETNAM PAR 3/5.5% 2028/03/12	ベトナム	BB/Ba	1.4%
10 USTB 4.375% 2038/02/15	アメリカ	AA/Aa	1.3%

(*発行体の国籍ベース)

国別組入状況(発行体の国籍ベース)

アメリカ	56.9%
ドイツ	5.4%
イギリス	4.4%
カナダ	2.8%
アルゼンチン	2.8%
日本	2.6%
ベネズエラ	2.3%
フランス	2.1%
ルクセンブルグ	2.1%
その他	13.9%

格付別組入状況(対投資債券比率)

AAA/Aaa	13.8%
AA/Aa	29.3%
A	0.9%
BBB/Baa	6.8%
BB/Ba	16.1%
B	26.3%
CCC/Caa	4.8%
CC/Caa以下	0.3%
格付なし	1.7%

通貨別組入状況(対投資資産比率)

アメリカドル	82.4%
ユーロ	9.2%
イギリスポンド	3.0%
日本円	2.8%
カナダドル	2.7%

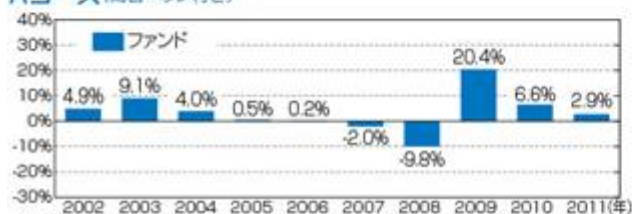
組入債券種別内訳(対投資債券比率)

米国国債・政府機関債	26.3%
ハイイールドボンド	41.4%
先進国債券(除く米国)	17.6%
エマージング債券	14.8%

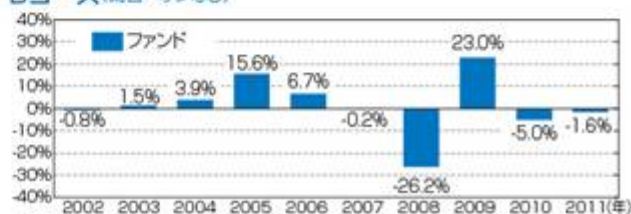
※格付は、S&P社もしくはムーディーズ社による格付を採用し、S&P社の格付を優先して採用しています。「プラス/マイナス」の符号は省略しています。なお、尚社による格付のない場合は、「格付なし」に分類しています。

年間収益率の推移

Aコース(為替ヘッジ付き)



Bコース(為替ヘッジなし)



※Aコース(為替ヘッジ付き)は、ベンチマークを設定しておりません。
 ※ファンドの収益率は、収益分配金(税込)を再投資したものとみなして算出しています。
 ※2011年は年初以降8月末までの実績となります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

ファンドの取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日において行なわれます。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日と同日にはお申込みの受付は行ないません。取得申込みの受付は、原則として午後3時までに取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。

ファンドの販売価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、取得申込みには、手数料がかかります。手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社所定の申込手数料率を乗じて得た額となります。申込手数料率は2.10%（税抜 2.00%）を超えないものとします。

税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。

ただし、「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合には、1口の整数倍をもって取得の申込みができます。

販売会社の申込手数料率および申込単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

申込代金は、原則として、取得申込受付日から起算して5営業日までにお申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める日がある場合には、その期日までに申込代金をお支払いください。

Aコース・Bコース間の乗り換え（「スイッチング」）を行なうことができます。スイッチングに際しては、申込手数料はかかりません。スイッチングによって取得申込みをする場合のファンドの発行価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、販売会社によってはスイッチングの取扱いを行わない場合があります。その場合、前記に定める申込手数料がかかります。また、Aコース・Bコースどちらか一方のみの取扱いを行なう場合があります。なお、スイッチングの取扱い内容は、販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日と同日にはスイッチングによる取得申込みを受付けません。

委託会社は、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことができます。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないま

す。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、解約請求による換金を行なうことが可能です。

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日に一部解約の実行を請求することができます。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日と同日には解約の受付は行ないません。一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の実行の請求は翌営業日の取扱いとなります。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、ファンドの信託契約の一部を解約します。

一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額（解約価額）とします。なお、一部解約にあたっては、手数料はかかりません。

解約単位は、販売会社が別途定める単位とします。

解約価額および販売会社の解約単位の詳細については、委託会社のホームページ(アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/>)をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

個人の受益者の場合のお手取額（1口当たり）は、一部解約時の差益（譲渡益）に対してかかる税金を差し引いた金額となります。

法人の受益者の場合のお手取額（1口当たり）は、解約価額の個別元本超過額に対してかかる税金を差し引いた金額となります。

上記の記載は、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から、販売会社の営業所等において受益者に支払われます。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。

信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約には制限をさせていただく場合があります。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

ファンドの基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値により計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

マザーファンド受益証券：基準価額で評価します。

公社債等：原則として、金融商品取引所または店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。

基準価額は毎営業日計算され、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞に掲載されます。（日本経済新聞においては、ファンドは、「ストラA」および「ストラB」として略称で掲載されています。）

なお、基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間は無期限とします。ただし、下記「(5) その他 (a) 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

（４）【計算期間】

計算期間は原則として毎月21日から翌月20日までとします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

(a) 信託の終了

1. 委託会社は、信託期間中において信託契約の一部を解約することにより受益権の残存口数がAコースおよびBコースの合計で30億口を下回った場合、またはファンドの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときその他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、これを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

前段の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間（1ヵ月を下らないものとします。）内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定期間内に信託契約の解約に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなるときは、信託契約を解約しないこととします。信託契約を解約しないこととなった場合には、解約しない旨およびその理由を

公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

なお、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記一定期間が1ヵ月を下らないこととすることが困難な場合には、前段は適用されません。

2. 委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときはその命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
3. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がファンドに関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
4. 受託会社が信託業務を営む銀行でなくなったとき(ただしファンドに関する受託会社の業務を他の受託会社が引き継ぐ場合を除きます。)、受託会社の辞任および解任に際し委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(b) 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託約款を変更することができます。
2. 委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、これを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
3. 上記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間(1ヵ月を下らないものとします。)内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定期間内に信託約款の変更に関する異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなるときは、信託約款の変更は行なわないこととします。信託約款の変更を行なわないこととなった場合には、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
4. 委託会社は監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令に従い、信託約款を変更します。その変更内容が重大なものとなる場合には上記2.および3.の手法に従います。

(c) 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間のファンドの募集・販売等に係る契約書は、期間満了の3ヵ月前までにいずれの当事者からも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されます。自動延長後も同様です。委託会社と他の関係法人との契約は無期限です。

(d) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

(e) 運用報告書の作成

委託会社は、毎特定期間終了後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

(f) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(g) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記「(b) 信託約款の変更」の規定に従い、新受託会社を選任します。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(h) 信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行いません。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日まで）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始するものとします。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金（信託終了時におけるファンドの信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社が委託会社の承認を得て定める解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

(4) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払については、委託会社は販売会社に対する支払をもって免責されるものとします。かかる支払がなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後当該販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(6) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の重大な内容の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25特定期間（平成22年7月21日から平成23年1月20日まで）、および第26特定期間（平成23年1月21日から平成23年7月20日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【フィデリティ・ストラテジック・インカム・ファンド Aコース（為替ヘッジ付き）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第25特定期間 平成23年1月20日現在	第26特定期間 平成23年7月20日現在
資産の部		
流動資産		
預金	348,030	932,500
親投資信託受益証券	1,079,499,973	1,410,520,464
派生商品評価勘定	375,892	26,626,971
未収入金	10,885,663	12,515,058
流動資産合計	1,091,109,558	1,450,594,993
資産合計		
	1,091,109,558	1,450,594,993
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	6,919,529	112,220
未払金	-	4,527
未払収益分配金	8,608,970	9,216,927
未払解約金	348,030	932,500
未払受託者報酬	46,046	61,559
未払委託者報酬	1,271,096	1,699,204
その他未払費用	474,593	625,062
流動負債合計	17,668,264	12,651,999
負債合計		
	17,668,264	12,651,999
純資産の部		
元本等		
元本	1,229,852,870	1,675,804,991
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	156,411,576	237,861,997
（分配準備積立金）	39,702,140	33,927,677
元本等合計	1,073,441,294	1,437,942,994
純資産合計	1,073,441,294	1,437,942,994
負債純資産合計	1,091,109,558	1,450,594,993

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第25特定期間 自 平成22年 7月21日 至 平成23年 1月20日	第26特定期間 自 平成23年 1月21日 至 平成23年 7月20日
営業収益		
受取利息	696	98
有価証券売買等損益	5,130,656	7,694,064
為替差損益	39,252,833	39,409,709
営業収益合計	34,122,873	47,103,871
営業費用		
受託者報酬	249,176	328,166
委託者報酬	6,878,255	9,058,772
その他費用	474,593	625,062
営業費用合計	7,602,024	10,012,000
営業利益又は営業損失（ ）	26,520,849	37,091,871
経常利益又は経常損失（ ）	26,520,849	37,091,871
当期純利益又は当期純損失（ ）	26,520,849	37,091,871
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	25,017	430,444
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	93,279,215	156,411,576
剰余金増加額又は欠損金減少額	17,089,754	30,576,953
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	17,089,754	30,576,953
剰余金減少額又は欠損金増加額	60,591,883	88,560,759
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	60,591,883	88,560,759
分配金	46,176,098	60,128,042
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	156,411,576	237,861,997

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第25特定期間 自 平成22年 7月21日 至 平成23年 1月20日	第26特定期間 自 平成23年 1月21日 至 平成23年 7月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左

（貸借対照表に関する注記）

項目	第25特定期間 平成23年 1月20日現在	第26特定期間 平成23年 7月20日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	822,884,993 円	1,229,852,870 円
期中追加設定元本額	550,181,722 円	673,360,340 円
期中一部解約元本額	143,213,845 円	227,408,219 円
2. 特定期間末日における受益権の総数	1,229,852,870 口	1,675,804,991 口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は156,411,576円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は237,861,997円です。
4. 特定期間末日における1口当たり純資産額	0.8728 円	0.8581 円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

<p style="text-align: center;">第25特定期間 自 平成22年 7月21日 至 平成23年 1月20日</p>	<p style="text-align: center;">第26特定期間 自 平成23年 1月21日 至 平成23年 7月20日</p>
<p>1．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 純資産総額に対して年率0.35%以内の額</p>	<p>1．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 同左</p>
<p>2．分配金の計算過程 （平成22年 7月21日から平成22年 8月20日までの分配金計算期間） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（3,934,411円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（174,677,269円）及び分配準備積立金（44,873,874円）より分配対象収益は223,485,554円（1口当たり0.228487円）であり、うち6,846,773円（1口当たり0.007000円）を分配金額としております。</p> <p>（平成22年 8月21日から平成22年 9月21日までの分配金計算期間） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（3,315,346円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（174,963,043円）及び分配準備積立金（44,284,819円）より分配対象収益は222,563,208円（1口当たり0.224899円）であり、うち6,927,288円（1口当たり0.007000円）を分配金額としております。</p> <p>（平成22年 9月22日から平成22年10月20日までの分配金計算期間） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（3,553,623円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（184,216,015円）及び分配準備積立金（44,023,767円）より分配対象収益は231,793,405円（1口当たり0.221431円）であり、うち7,327,569円（1口当たり0.007000円）を分配金額としております。</p>	<p>2．分配金の計算過程 （平成23年 1月21日から平成23年 2月21日までの分配金計算期間） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（4,065,710円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（228,368,444円）及び分配準備積立金（38,268,863円）より分配対象収益は270,703,017円（1口当たり0.206826円）であり、うち9,161,903円（1口当たり0.007000円）を分配金額としております。</p> <p>（平成23年 2月22日から平成23年 3月22日までの分配金計算期間） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（3,947,769円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（226,272,857円）及び分配準備積立金（37,293,505円）より分配対象収益は267,514,131円（1口当たり0.202874円）であり、うち9,230,371円（1口当たり0.007000円）を分配金額としております。</p> <p>（平成23年 3月23日から平成23年 4月20日までの分配金計算期間） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（4,442,358円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（242,076,361円）及び分配準備積立金（36,680,464円）より分配対象収益は283,199,183円（1口当たり0.199216円）であり、うち9,950,975円（1口当たり0.007000円）を分配金額としております。</p>

(平成22年10月21日から平成22年11月22日までの分配金計算期間)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(3,613,129円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(201,315,050円)及び分配準備積立金(43,663,556円)より分配対象収益は248,591,735円(1口当たり0.217866円)であり、うち7,987,217円(1口当たり0.007000円)を分配金額としております。

(平成22年11月23日から平成22年12月20日までの分配金計算期間)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(3,147,752円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(213,678,312円)及び分配準備積立金(41,966,508円)より分配対象収益は258,792,572円(1口当たり0.213669円)であり、うち8,478,281円(1口当たり0.007000円)を分配金額としております。

(平成22年12月21日から平成23年1月20日までの分配金計算期間)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(4,486,877円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(214,690,932円)及び分配準備積立金(39,702,140円)より分配対象収益は258,879,949円(1口当たり0.210497円)であり、うち8,608,970円(1口当たり0.007000円)を分配金額としております。

(平成23年4月21日から平成23年5月20日までの分配金計算期間)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(5,424,889円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(262,265,799円)及び分配準備積立金(35,696,967円)より分配対象収益は303,387,655円(1口当たり0.195947円)であり、うち10,838,186円(1口当たり0.007000円)を分配金額としております。

(平成23年5月21日から平成23年6月20日までの分配金計算期間)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(4,483,897円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(282,001,190円)及び分配準備積立金(34,911,428円)より分配対象収益は321,396,515円(1口当たり0.191802円)であり、うち11,729,680円(1口当たり0.007000円)を分配金額としております。

(平成23年6月21日から平成23年7月20日までの分配金計算期間)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(5,447,046円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(275,869,747円)及び分配準備積立金(33,927,677円)より分配対象収益は315,244,470円(1口当たり0.188115円)であり、うち9,216,927円(1口当たり0.005500円)を分配金額としております。

3. その他費用の内訳

信託事務費用 474,593 円

3. その他費用の内訳

信託事務費用 625,062 円

（金融商品に関する注記）

・金融商品の状況に関する事項

項目	第25特定期間 自 平成22年 7月21日 至 平成23年 1月20日	第26特定期間 自 平成23年 1月21日 至 平成23年 7月20日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドおよび主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を当ファンドおよび親投資信託受益証券の貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としております。</p> <p>当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。</p>	同左
3．金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックにつきましては、運用担当部門が自ら行なう方法と運用担当部門から独立したコンプライアンス部門が行なう方法を併用し、過度なリスクを取っていないかを検証しています。	同左

・金融商品の時価等に関する事項

項目	第25特定期間 平成23年 1月20日現在	第26特定期間 平成23年 7月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引 同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。</p> <p>当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第25特定期間 平成23年 1月20日現在	第26特定期間 平成23年 7月20日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	7,805,295	616,381
合計	7,805,295	616,381

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

第25特定期間（平成23年1月20日現在）

種 類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建				
アメリカ・ドル	869,973,165	-	873,887,460	3,914,295
イギリス・ポンド	25,048,168	-	26,082,930	1,034,762
カナダ・ドル	26,892,596	-	27,099,730	207,134
ユーロ	82,855,384	-	84,242,830	1,387,446
合 計	1,004,769,313	-	1,011,312,950	6,543,637

第26特定期間（平成23年7月20日現在）

種 類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建				
アメリカ・ドル	1,181,435,828	-	1,160,220,000	21,215,828
イギリス・ポンド	40,538,142	-	39,963,840	574,302
カナダ・ドル	33,602,376	-	33,526,800	75,576
ユーロ	115,575,285	-	110,926,240	4,649,045
合 計	1,371,151,631	-	1,344,636,880	26,514,751

（注1）時価の算定方法

- 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - 特定期間末日において予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - 特定期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。
 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
- 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

（注2）デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本・円	親投資信託 受益証券	フィデリティ・ストラテ ジック・インカム・マ ザーファンド	923,599,047	1,410,520,464	-
	合計		923,599,047	1,410,520,464	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

【フィデリティ・ストラテジック・インカム・ファンド Bコース（為替ヘッジなし）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第25特定期間 平成23年 1月20日現在	第26特定期間 平成23年 7月20日現在
資産の部		
流動資産		
預金	6,812	110,000
親投資信託受益証券	1,546,778,959	1,421,500,035
未収入金	13,052,060	13,170,867
流動資産合計	1,559,837,831	1,434,780,902
資産合計		
	1,559,837,831	1,434,780,902
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	9,185,118	8,717,048
未払解約金	6,812	1,022,559
未払受託者報酬	69,487	62,033
未払委託者報酬	1,918,065	1,712,329
その他未払費用	819,783	744,521
流動負債合計	11,999,265	12,258,490
負債合計		
	11,999,265	12,258,490
純資産の部		
元本等		
元本	2,296,279,703	2,179,262,157
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	748,441,137	756,739,745
（分配準備積立金）	175,279,585	153,618,595
元本等合計	1,547,838,566	1,422,522,412
純資産合計		
	1,547,838,566	1,422,522,412
負債純資産合計		
	1,559,837,831	1,434,780,902

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第25特定期間 自 平成22年 7月21日 至 平成23年 1月20日	第26特定期間 自 平成23年 1月21日 至 平成23年 7月20日
営業収益		
受取利息	382	29
有価証券売買等損益	6,364,269	19,510,280
営業収益合計	6,363,887	19,510,309
営業費用		
受託者報酬	430,406	390,900
委託者報酬	11,880,543	10,789,898
その他費用	819,783	744,521
営業費用合計	13,130,732	11,925,319
営業利益又は営業損失（ ）	19,494,619	7,584,990
経常利益又は経常損失（ ）	19,494,619	7,584,990
当期純利益又は当期純損失（ ）	19,494,619	7,584,990
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	626,760	1,574,379
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	698,124,974	748,441,137
剰余金増加額又は欠損金減少額	41,430,537	96,243,494
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	41,430,537	96,243,494
剰余金減少額又は欠損金増加額	16,715,239	57,327,916
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	16,715,239	57,327,916
分配金	56,163,602	53,224,797
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	748,441,137	756,739,745

（ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第25特定期間 自 平成22年 7月21日 至 平成23年 1月20日	第26特定期間 自 平成23年 1月21日 至 平成23年 7月20日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左

（貸借対照表に関する注記）

項目	第25特定期間 平成23年 1月20日現在	第26特定期間 平成23年 7月20日現在
1．元本の推移		
期首元本額	2,376,882,454 円	2,296,279,703 円
期中追加設定元本額	55,295,207 円	177,636,827 円
期中一部解約元本額	135,897,958 円	294,654,373 円
2．特定期間末日における受益権の総数	2,296,279,703 口	2,179,262,157 口
3．元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は748,441,137円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は756,739,745円です。
4．特定期間末日における1口当たり純資産額	0.6741 円	0.6528 円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

<p style="text-align: center;">第25特定期間</p> <p style="text-align: center;">自 平成22年 7月21日</p> <p style="text-align: center;">至 平成23年 1月20日</p>	<p style="text-align: center;">第26特定期間</p> <p style="text-align: center;">自 平成23年 1月21日</p> <p style="text-align: center;">至 平成23年 7月20日</p>
<p>1．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 純資産総額に対して年率0.35%以内の額</p>	<p>1．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 同左</p>
<p>2．分配金の計算過程 （平成22年 7月21日から平成22年 8月20日までの分配金計算期間） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（6,194,747円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（96,331,297円）及び分配準備積立金（184,945,422円）より分配対象収益は287,471,466円（1口当たり0.120904円）であり、うち9,510,765円（1口当たり0.004000円）を分配金額としております。</p> <p>（平成22年 8月21日から平成22年 9月21日までの分配金計算期間） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（7,071,241円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（94,046,076円）及び分配準備積立金（182,766,269円）より分配対象収益は283,883,586円（1口当たり0.119906円）であり、うち9,470,172円（1口当たり0.004000円）を分配金額としております。</p> <p>（平成22年 9月22日から平成22年10月20日までの分配金計算期間） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（4,782,613円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（91,286,177円）及び分配準備積立金（181,195,914円）より分配対象収益は277,264,704円（1口当たり0.117943円）であり、うち9,403,345円（1口当たり0.004000円）を分配金額としております。</p>	<p>2．分配金の計算過程 （平成23年 1月21日から平成23年 2月21日までの分配金計算期間） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（7,038,315円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（77,587,427円）及び分配準備積立金（172,097,635円）より分配対象収益は256,723,377円（1口当たり0.112616円）であり、うち9,118,528円（1口当たり0.004000円）を分配金額としております。</p> <p>（平成23年 2月22日から平成23年 3月22日までの分配金計算期間） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（4,760,658円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（76,431,059円）及び分配準備積立金（169,457,143円）より分配対象収益は250,648,860円（1口当たり0.110736円）であり、うち9,053,931円（1口当たり0.004000円）を分配金額としております。</p> <p>（平成23年 3月23日から平成23年 4月20日までの分配金計算期間） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（6,306,438円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（74,051,987円）及び分配準備積立金（161,879,112円）より分配対象収益は242,237,537円（1口当たり0.109634円）であり、うち8,838,017円（1口当たり0.004000円）を分配金額としております。</p>

(平成22年10月21日から平成22年11月22日までの分配金計算期間)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(7,471,919円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(87,458,438円)及び分配準備積立金(179,546,853円)より分配対象収益は274,477,210円(1口当たり0.117142円)であり、うち9,372,465円(1口当たり0.004000円)を分配金額としております。

(平成22年11月23日から平成22年12月20日までの分配金計算期間)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(4,623,592円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(84,522,425円)及び分配準備積立金(176,325,852円)より分配対象収益は265,471,869円(1口当たり0.115150円)であり、うち9,221,737円(1口当たり0.004000円)を分配金額としております。

(平成22年12月21日から平成23年1月20日までの分配金計算期間)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(5,400,542円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(79,960,917円)及び分配準備積立金(175,279,585円)より分配対象収益は260,641,044円(1口当たり0.113506円)であり、うち9,185,118円(1口当たり0.004000円)を分配金額としております。

(平成23年4月21日から平成23年5月20日までの分配金計算期間)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(4,848,279円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(73,972,123円)及び分配準備積立金(158,217,005円)より分配対象収益は237,037,407円(1口当たり0.107877円)であり、うち8,789,140円(1口当たり0.004000円)を分配金額としております。

(平成23年5月21日から平成23年6月20日までの分配金計算期間)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(4,543,509円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(71,371,406円)及び分配準備積立金(154,824,026円)より分配対象収益は230,738,941円(1口当たり0.105988円)であり、うち8,708,133円(1口当たり0.004000円)を分配金額としております。

(平成23年6月21日から平成23年7月20日までの分配金計算期間)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(4,426,890円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(68,674,281円)及び分配準備積立金(153,618,595円)より分配対象収益は226,719,766円(1口当たり0.104035円)であり、うち8,717,048円(1口当たり0.004000円)を分配金額としております。

3. その他費用の内訳

信託事務費用 819,783 円

3. その他費用の内訳

信託事務費用 744,521 円

（金融商品に関する注記）

．金融商品の状況に関する事項

項目	第25特定期間 自 平成22年 7月21日 至 平成23年 1月20日	第26特定期間 自 平成23年 1月21日 至 平成23年 7月20日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドおよび主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を当ファンドおよび親投資信託受益証券の貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としております。</p> <p>当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。</p>	同左
3．金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックにつきましては、運用担当部門が自ら行なう方法と運用担当部門から独立したコンプライアンス部門が行なう方法を併用し、過度なリスクを取っていないかを検証しています。	同左

・金融商品の時価等に関する事項

項目	第25特定期間 平成23年 1月20日現在	第26特定期間 平成23年 7月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。 当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第25特定期間 平成23年 1月20日現在	第26特定期間 平成23年 7月20日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	11,264,446	359,948
合計	11,264,446	359,948

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本・円	親投資信託 受益証券	フィデリティ・ストラテ ジック・インカム・マ ザーファンド	930,788,394	1,421,500,035	-
	合計		930,788,394	1,421,500,035	

（注）親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

ファンドは、「フィデリティ・ストラテジック・インカム・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「フィデリティ・ストラテジック・インカム・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

（１）貸借対照表

区 分	平成23年 1月20日現在	平成23年 7月20日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	125,357,770	138,532,104
株式	12,171,898	14,356,778
国債証券	1,235,960,585	1,323,740,155
特殊債券	45,621,135	43,747,444
社債券	1,215,737,059	1,302,087,030
派生商品評価勘定	48,556	444
未収入金	10,597,948	21,878
未収利息	36,519,037	36,320,944
前払費用	2,497,874	2,012,232
流動資産合計	2,684,511,862	2,860,819,009
資産合計	2,684,511,862	2,860,819,009
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	7,119	72,748
未払金	34,274,372	3,121,831
未払解約金	23,937,723	25,685,925
流動負債合計	58,219,214	28,880,504
負債合計	58,219,214	28,880,504
純資産の部		
元本等		
元本	1,739,257,572	1,854,387,441
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	887,035,076	977,551,064
元本等合計	2,626,292,648	2,831,938,505
純資産合計	2,626,292,648	2,831,938,505
負債純資産合計	2,684,511,862	2,860,819,009

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成22年 7月21日 至 平成23年 1月20日	自 平成23年 1月21日 至 平成23年 7月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式、新株予約権証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>	<p>(1) 株式、新株予約権証券 同左</p> <p>(2) 国債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>	<p>為替予約取引 同左</p>

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>同左</p>
----------------------------	---	------------------------------

(貸借対照表に関する注記)

項 目	平成23年 1 月20日現在	平成23年 7 月20日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	1,586,230,018 円	1,739,257,572 円
期中追加設定元本額	373,652,259 円	408,355,283 円
期中一部解約元本額	220,624,705 円	293,225,414 円
2. 期末元本額及びその内訳		
フィデリティ・ストラテジック・インカム・ファンド Aコース(為替ヘッジ付き)	714,900,645 円	923,599,047 円
フィデリティ・ストラテジック・インカム・ファンド Bコース(為替ヘッジなし)	1,024,356,927 円	930,788,394 円
計	1,739,257,572 円	1,854,387,441 円
3. 計算期間末日における受益権の総数	1,739,257,572 口	1,854,387,441 口
4. 計算期間末日における1口当たり純資産額	1.5100 円	1.5272 円

（金融商品に関する注記）

．金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成22年 7月21日 至 平成23年 1月20日	自 平成23年 1月21日 至 平成23年 7月20日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としております。</p> <p>当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。</p>	同左
3．金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックにつきましては、運用担当部門が自ら行なう方法と運用担当部門から独立したコンプライアンス部門が行なう方法を併用し、過度なリスクを取っていないかを検証しています。	同左

・金融商品の時価等に関する事項

項目	平成23年1月20日現在	平成23年7月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引 同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。</p> <p>当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	平成23年1月20日現在	平成23年7月20日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	29,491	282,804
国債証券	651,317	7,132,919
特殊債券	37,073	158,548
社債券	19,465,894	11,826,872
合計	18,748,013	18,835,535

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(平成23年1月20日現在)

種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建 アメリカ・ドル	8,922,516	-	8,873,960	48,556
買建 アメリカ・ドル	11,253,336	-	11,246,217	7,119
合計	20,175,852	-	20,120,177	41,437

(平成23年7月20日現在)

種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建 アメリカ・ドル	25,168,632	-	25,241,380	72,748
買建 アメリカ・ドル	588,961	-	589,405	444
合計	25,757,593	-	25,830,785	72,304

(注1) 時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

(1) 計算期間末日において予約為替の受渡し日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

(注2) デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(ア) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	DELTA AIR LINES INC	3,808	8.260	31,454.080	-
	AES TR III 6.75% CV PFD	600	48.910	29,346.000	-
	GMAC CAP 8.125% PFD 2 PERP	3,712	25.400	94,284.800	-
	ALLY 7 PCT SERIES REGS PF	29	897.500	26,027.500	-
アメリカ・ドル	小計	8,149		181,112.380 (14,356,778)	
合計		8,149		14,356,778 (14,356,778)	

(イ) 株式以外の有価証券

種類 / 通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券				
日本・円	第109回 20年国債	8,000,000	8,150,800	-
	第259回 10年国債	5,000,000	5,172,800	-
	第280回 10年国債	9,900,000	10,634,679	-
	第284回 10年国債	5,000,000	5,341,050	-
	第287回 2年国債	16,000,000	16,011,840	-
	第288回 10年国債	5,000,000	5,358,300	-
	第308回 10年国債	22,000,000	22,687,940	-
	第33回 30年国債	3,000,000	2,980,770	-
日本・円	小計	73,900,000	76,338,179	
アメリカ・ドル	ARGENTINA 1.33 12/31/38	20,000.000	8,420.000	
	ARGENTINA 8.28 12/31/33	118,555.020	102,253.680	-
	ARGENTINA REP 7% 10/03/15	200,000.000	194,160.000	-
	ARGENTINA REP 7% 9/12/13 EC	645,000.000	659,654.400	-
	BRAZIL GLBL 8.75%	45,000.000	63,450.000	-
	BRAZIL GOVT 12.25% 3/06/30 EC	55,000.000	99,825.000	-
	BRAZIL GOVT 4.875% 1/22/21	215,000.000	230,050.000	-
	COLOMBIA REP 11.75%	5,000.000	7,762.500	-
	INDONESIA 6.75% 3/10/14 REGS	85,000.000	94,775.000	-
	INDONESIA 7.25% REGS	45,000.000	52,200.000	-
	MEXICO GVT GLB 6.75 9/27/34 EC	170,000.000	199,325.000	-
	PHILIPPINE GBL 9.875%	30,000.000	41,289.000	-
	PHILIPPINE GL 8.875 3/17/15 EC	35,000.000	43,050.000	-
	PHILIPPINE GLB 8.25 1/15/14 EC	25,000.000	28,750.000	-

PHILIPPINE GOV 9.5% 2/02/30 DT	20,000.000	29,300.000	-
RUSSIA FED 12.75 6/24/28	40,000.000	70,600.000	-
RUSSIAN FD CPN REGS	281,125.000	331,024.620	-
TURKEY REP GLBL 11.875%	70,000.000	118,650.000	-
TURKEY RP GLB 6.875% 3/17/36EC	45,000.000	49,410.000	-
UST BOND 4.5% 2/15/36	25,000.000	26,671.750	-
USTB 4.375% 2/15/38	439,000.000	456,625.850	-
USTB 4.375% 5/15/41	393,000.000	406,141.920	-
USTB 5.375%	44,000.000	53,225.920	-
USTB 6.625% 2/15/27	58,000.000	79,042.980	-
USTB 7.125% 2/15/23	307,000.000	425,769.090	-
USTB 8.125% 8/15/19	175,000.000	249,305.000	-
USTB 9.875% 11/15/15	284,000.000	388,923.800	-
USTN .375% 6/30/13	855,000.000	855,068.400	-
USTN .5% 10/15/13	100,000.000	100,171.000	-
USTN .5% 5/31/13	178,000.000	178,445.000	-
USTN .625% 7/15/14	463,000.000	463,000.000	-
USTN .75% 5/31/12	88,000.000	88,412.720	-
USTN .75% 6/15/14	215,000.000	215,939.550	-
USTN 1% 5/15/14	44,000.000	44,525.800	-
USTN 1.375% 2/15/13	27,000.000	27,442.800	-
USTN 1.5% 6/30/16	296,000.000	297,086.320	-
USTN 1.75% 4/15/13	419,000.000	429,131.420	-
USTN 2.375% 5/31/18	150,000.000	152,532.000	-
USTN 2.375% 6/30/18	419,000.000	425,285.000	-
USTN 2.375% 8/31/14	345,000.000	363,002.100	-
USTN 2.5 6/30/17	35,000.000	36,377.950	-
USTN 2.625% 4/30/16	80,000.000	84,818.400	-
USTN 2.625% 7/31/14	110,000.000	116,564.800	-
USTN 2.75% 5/31/17	400,000.000	421,904.000	-
USTN 3% 9/30/16	4,000.000	4,298.720	-
USTN 3.125% 1/31/17	152,000.000	163,933.520	-
USTN 3.125% 10/31/16	133,000.000	143,649.310	-
USTN 3.125% 5/15/19	88,000.000	92,784.560	-
USTN 3.125% 5/15/21	224,000.000	228,901.120	-
USTN 3.375% 7/31/13	445,000.000	471,975.900	-
USTN 3.625% 2/15/20	10,000.000	10,809.300	-
USTN 4%	226,000.000	251,194.480	-
USTN 4.25%	286,000.000	308,722.700	-
USTN 4.25% 11/15/17	11,000.000	12,558.040	-
USTN 4.625% 12/31/11	196,000.000	199,949.400	-
USTN 4.75% 8/15/17	171,000.000	200,189.700	-
VENEZUELA REP 8.5% 10/8/14 EC	45,000.000	41,175.000	-
VENEZUELA REP 9% 5/07/23 REGS	150,000.000	107,850.000	-
VENEZUELA REP 9.375 1/13/34 EC	35,000.000	24,850.000	-

	VIETNAM PAR 3/5.5% 3/12/28	575,000.000	481,562.500	-
	VIETNAM SOC REP VRN 03/12/16	86,956.520	81,956.520	-
アメリカ・ドル 小計		10,936,636.540	11,635,723.540 (922,363,805)	
イギリス・ポンド	UK GILT 4% 3/07/22	270,000.000	286,151.400	
	UK GILT 4.5% 9/07/34	50,000.000	53,005.000	-
	UK GILT 5.25% 6/07/12	140,000.000	145,698.000	-
	UK GILT I/L 1.875% 11/22/22	20,000.000	26,973.600	-
イギリス・ポンド 小計		480,000.000	511,828.000 (65,380,909)	
カナダ・ドル	CANADA GOVT 3.25% 6/01/21	100,000.000	103,033.000	
	CANADA GOVT 3.75% 6/01/12	495,000.000	506,023.650	-
	CANADA GOVT 4% 6/01/17	145,000.000	158,296.500	-
	CANADA GOVT 5.75%	50,000.000	66,823.000	-
カナダ・ドル 小計		790,000.000	834,176.150 (69,620,341)	
ユーロ	AUSTRIA GOVT 4.65% 1/15/18	300,000.000	331,584.000	
	BUNDESOBLIG I/L 2.25% 4/15/13	50,000.000	56,963.000	-
	FRANCE OAT 3.25% 10/25/21	250,000.000	247,400.000	-
	FRANCE OAT 4% 10/25/38	75,000.000	75,938.250	-
	GERMANY GOVT 3.25% 7/04/21	665,000.000	697,452.000	-
	NETHERLAND GOV 5.5%	150,000.000	189,009.000	-
	POLAND GOVT 4% 3/23/21	50,000.000	46,855.000	-
	SPAIN GOVT 5.5% 4/30/21	50,000.000	47,778.000	-
ユーロ 小計		1,590,000.000	1,692,979.250 (190,036,921)	
国債証券 合計			1,323,740,155 (1,247,401,976)	
特殊債券				
アメリカ・ドル	FHLB 1.875% 6/21/13	50,000.000	51,405.000	-
	FHLMC .375% 11/30/12	14,000.000	14,012.740	-
	FHLMC 1% 7/30/14	49,000.000	49,211.680	-
	FHLREF NTS BE 1% 8/27/14	26,000.000	26,086.060	-
	FNMA .375% 12/28/12	30,000.000	30,045.600	-
	FNMA 0.5% 08/9/13	20,000.000	20,021.600	-
	FNMA 1.125% 6/27/14	12,000.000	12,127.320	-
	PEMEX PRO FDG 6.625% 6/15/35	25,000.000	26,437.500	-
	TENN VLY AUTH 3.875% 2/15/21	50,000.000	52,558.500	-
アメリカ・ドル 小計		276,000.000	281,906.000 (22,346,689)	
イギリス・ポンド	KFW INTL FIN 6%	100,000.000	122,954.000	
イギリス・ポンド 小計		100,000.000	122,954.000 (15,706,144)	
ユーロ	EUROPEAN UNION EMTN 3.25% 4/18	50,000.000	50,731.500	

	ユーロ 小計		50,000.000	50,731.500 (5,694,611)	
特殊債券 合計				43,747,444 (43,747,444)	
社債券					
	アメリカ・ドル				
	ABI ESCROW 10.25% 10/18 REGS		31,000.000	33,945.000	-
	AES CORP 7.375% 7/01/21 REGS		15,000.000	15,487.500	-
	AES CORP 8% 10/15/17		55,000.000	58,987.500	-
	AES CORP 9.75% 4/15/16		15,000.000	17,062.500	-
	AFFINIA GROUP INC 9% 11/30/14		10,000.000	10,150.000	-
	AIRCASTLE LTD 9.75% 8/18 WI		5,000.000	5,550.000	-
	AIRMED GROUP 9.25 11/1/18 REGS		10,000.000	10,650.000	-
	ALLY FINL 6.25% 12/01/17 REGS		15,000.000	15,075.000	-
	ALLY FINL INC 7.5% 9/15/20 WI		35,000.000	36,578.500	-
	ALLY LLC MTN 7% 2/01/12		31,000.000	31,582.800	-
	ALLY LLC MTN 8% 12/31/18		135,000.000	143,437.500	-
	ALPHA NAT RES 6% 6/01/19		30,000.000	30,900.000	-
	ALPHA NAT RES 6.25% 6/01/21		20,000.000	20,550.000	-
	AMC NETWORKS 7.75 7/15/21 REGS		25,000.000	26,062.500	-
	AMER CAS&ENT MTN 11 6/15/14 WI		18,000.000	18,720.000	-
	AMERICAN ROCK 8.25% 5/18 REGS		5,000.000	4,975.000	-
	AMERISTAR CASIN 7.5% 4/21 REGS		30,000.000	30,975.000	-
	AMR CORP 9%		30,000.000	30,337.500	-
	ANTERO RES FIN 9.375% 12/17 WI		20,000.000	21,724.000	-
	APERAM 7.75% 4/01/18 REGS		150,000.000	151,500.000	-
	ARAMARK CORP 8.5% 2/1/15		55,000.000	57,200.000	-
	ARD FIN 11.125% 6/01/18 REGS		200,000.000	204,500.000	-
	ASBURY AUTOM 8.375% 11/20 REGS		5,000.000	5,125.000	-
	ATP O & G 11.875% 5/1/15 WI		40,000.000	40,900.000	-
	AUDATEX NA 6.75% 6/15/18 REGS		15,000.000	15,525.000	-
	AVAYA INC 7% 4/01/19 REGS		40,000.000	39,000.000	-
	AVAYA INC PIK 10.125 11/1/15WI		36,903.000	37,641.060	-
	AVIS BUDGET 7.625 5/15/14		22,000.000	22,385.000	-
	AVIV HEALTHCARE 7.75 2/19 REGS		5,000.000	5,112.500	-
	BE AEROSPACE 6.875% 10/01/20		15,000.000	15,937.500	-
	BERRY PETROLEUM 10.25% 6/1/14		10,000.000	11,425.000	-
	BRESNAN BROAD 8% 12/15/18 REGS		10,000.000	10,400.000	-
	BRIGGS & STRATT 6.875 12/15/20		10,000.000	10,600.000	-
	BUILDNG MATRLS 6.75% 5/21 REGS		30,000.000	30,525.000	-
	CAESARS ENTMT 12.75 4/15/18 WI		25,000.000	24,875.000	-
	CALCIPAR 6.875% 5/01/18 REGS		200,000.000	201,740.000	-
	CALFRAC HLDGS 7.5% 12/20 REGS		15,000.000	15,450.000	-
	CALPINE CONSTR 8% 6/01/16 REGS		75,000.000	80,812.500	-
	CALPINE CORP 7.5% 2/15/21 REGS		65,000.000	66,462.500	-
	CALPINE CORP 7.875% 1/23 REGS		120,000.000	124,200.000	-

CALUMET SPEC 9.375 5/1/19 REGS	5,000.000	5,150.000	-
CARRIZO OIL&GAS 8.625% 10/15 WI	10,000.000	10,550.000	-
CASELLA WASTE MTN 11% 7/15/14	5,000.000	5,600.000	-
CB RICHARD 6.625% 10/15/20	10,000.000	10,275.000	-
CB RICHARD ELLS 11.625 6/15/17	30,000.000	34,800.000	-
CC HOLDINGS GS 7.75% 5/17 REGS	20,000.000	21,800.000	-
CCH II LLC/CCH MTN 13.5% 11/16	123,335.000	145,535.300	-
CCO HLDGS/CAP 7% 1/19 REGS	10,000.000	10,275.000	-
CCO HLDGS/CAP 7.25% 10/30/17	30,000.000	31,275.000	-
CCO HLDGS/CAP 7.875% 4/30/18	10,000.000	10,650.000	-
CCO HLDGS/CAP 8.125% 4/30/20	20,000.000	21,900.000	-
CDRT MERGER 8.125% 6/19 REGS	25,000.000	25,000.000	-
CDW ESCROW 8.5% 4/01/19 REGS	35,000.000	34,475.000	-
CDW LLC/CDW FIN 8% 12/18 REGS	20,000.000	21,100.000	-
CELANESE US LLC 6.625 10/18 WI	15,000.000	15,975.000	-
CENVEO CORP 10.5% 8/15/16 REGS	15,000.000	14,925.000	-
CEQUEL COM 8.625 11/15/17 REGS	30,000.000	32,025.000	-
CERIDIAN 11.25% 11/15/15	60,000.000	60,375.000	-
CEVA GROUP 11.5% 4/1/18 REGS	75,000.000	78,750.000	-
CEVA GROUP PLC 8.375 12/17 RGS	75,000.000	75,562.500	-
CHECKOUT CRP 0% 11/15/15 REGS	10,000.000	6,375.000	-
CHESAPEAKE ENER 9.5% 2/15/15	20,000.000	23,375.000	-
CHESAPEAKE ENERGY 6.125% 2/21	30,000.000	30,862.500	-
CHUKCHANSI 8% REGS	30,000.000	24,487.500	-
CINEMARK USA 7.375 6/21 REGS	5,000.000	4,987.500	-
CIT 6.625% 4/01/18 REGS	35,000.000	36,750.000	-
CIT GROUP INC 7% 5/04/15REGS	95,000.000	95,475.000	-
CIT GROUP INC 7% 5/1/17	85,000.000	85,212.500	-
CIT GROUP INC 7% 5/2/16REGS	75,000.000	75,000.000	-
CIT GROUP INC 7% 5/2/17 REGS	340,000.000	339,575.000	-
CITIGR FDG FDIC 2.125% 7/12/12	30,000.000	30,540.000	-
CITYCENTER 7.625% 1/16 REGS	20,000.000	20,750.000	-
CITYCENTR PIK 10.75% 1/17 REGS	30,000.000	31,263.600	-
CLEAR CHANNEL 5% 3/15/12	30,000.000	29,887.500	-
CLEAR CHANNEL 5.5 9/15/14	30,000.000	25,200.000	-
CLEAR CHANNEL WW 9.25% 12/17WI	5,000.000	5,418.750	-
CLEARWATER PAPER 7.125% 11/18WI	5,000.000	5,100.000	-
CLEARWIRE CORP 12% 12/15 REGS	75,000.000	79,215.000	-
CLEARWIRE ESCROW 12 12/15 REGS	40,000.000	42,248.000	-
CONTINENTAL 7.125% 4/1/21 WI	10,000.000	10,600.000	-
COVANTA HLDG 7.25% 12/01/20	20,000.000	21,385.400	-
CRESTWOOD MID 7.75 4/1/19 REGS	10,000.000	9,950.000	-
CROWN AM LLC 7.625% 5/17 REGS	15,000.000	16,125.000	-
CROWN AMERS/CAP 6.25% 2/21 REG	20,000.000	20,200.000	-

CROWN CASTLE INTL 9% 1/15/15	20,000.000	21,800.000	-
CS INTL EXIM UKR 7.65% 9/7/11	600,000.000	600,780.000	-
CSC HLDGSS 6.75%	20,000.000	20,550.000	-
DAVITA INC 6.375% 11/01/18	15,000.000	15,207.000	-
DAVITA INC 6.625% 11/01/20	15,000.000	15,282.000	-
DELPHI CORP 5.875 5/15/19 REGS	20,000.000	19,900.000	-
DELPHI CORP 6.125 5/15/21 REGS	20,000.000	20,000.000	-
DELTA AIR INC 9.5 9/15/14 REGS	5,000.000	5,312.500	-
DENBURY RES DEL 8.25% 2/15/20	15,000.000	16,405.500	-
DIGICEL GRP LTD8.875 1/15 REGS	100,000.000	101,500.000	-
DIGITALGLOBE 10.5% 5/1/14 WI	10,000.000	11,050.000	-
DISH DBS CORP 6.75% 6/21 REGS	35,000.000	35,962.500	-
DRUMMOND CO 9% 10/15/14 REG	10,000.000	10,500.000	-
ECHOSTAR DBS 6.625% 10/01/14	115,000.000	122,337.000	-
ECHOSTAR DBS 7.75 5/31/15	20,000.000	21,900.000	-
EDGEN MURRAY 12.25% 1/15 WI	50,000.000	50,060.000	-
EDISON MISSION 7% 5/15/17	5,000.000	3,900.000	-
EH HLDG CORP 6.5% 6/15/19 REGS	110,000.000	113,850.000	-
EH HLDG CORP 7.625% 6/21 REGS	105,000.000	108,675.000	-
EL PASO NAT GAS 7.25% 6/01/18	45,000.000	51,300.000	-
ENERGY FUT CO 10% 12/01/20	15,000.000	15,750.000	-
ENERGY FUT CO 11% 10/1/21 REGS	81,000.000	80,190.000	-
ENERGY FUTURE 10% 1/15/20 WI	60,000.000	62,700.000	-
ENERGY TRANS EQ 7.5% 10/15/20	35,000.000	37,362.500	-
ENERGY TRANSFER 9% 4/15/19	20,000.000	25,195.000	-
ENTERTAINMENT 7.75% 7/15/20 WI	65,000.000	72,800.000	-
EXIDE TECH 8.625% 2/1/18 REGS	10,000.000	10,225.000	-
FERRELLGAS LP 6.5% 5/1/21 WI	15,000.000	14,362.500	-
FIDELITY NATL 7.625% 7/17 WI	10,000.000	10,725.000	-
FIDELITY NATL 7.875% 7/15/20	15,000.000	16,125.000	-
FIRST DATA 7.375% 6/15/19 REGS	30,000.000	29,925.000	-
FMG RES AUG LTD 6.375 2/16REGS	85,000.000	85,952.000	-
FMG RES AUG LTD 6.875 2/18REGS	50,000.000	51,685.000	-
FMG RES AUG LTD 7% 11/15 REGS	30,000.000	31,011.000	-
FORBES ENERGY 9% 6/15/19 REGS	15,000.000	15,000.000	-
FORD MOTOR 6.375%	15,000.000	14,700.000	-
FORD MOTOR 6.625% 10/01/28	20,000.000	20,023.800	-
FORD MOTOR 6.625% 2/15/28	25,000.000	25,030.750	-
FORD MOTOR 7.45%	5,000.000	5,671.800	-
FORD MOTOR CR 6.625% 8/15/17	100,000.000	107,000.000	-
FORD MTR CR LLC 5.75% 2/01/21	200,000.000	199,250.000	-
FORD MTR CREDIT CO 8% 12/15/16	165,000.000	186,159.600	-
FOREST OIL MTN 8.5% 2/15/14	20,000.000	21,750.000	-
FOUNDATION PA 7.25%	30,000.000	30,375.000	-
FRAC TECH 7.125% 11/18 REGS	10,000.000	10,325.000	-

FREESCALE SC 10.125 12/15/16WI	45,000.000	48,262.500	-
FREESCALE SC 9.25 4/15/18 REGS	25,000.000	27,250.000	-
FREESCALE SEMI 8.05% 2/20 REGS	45,000.000	45,000.000	-
FREESCLE SEMI 10.125 3/18 REGS	75,000.000	83,152.500	-
FRESENIUS US FN II 9 7/15 REGS	15,000.000	17,080.500	-
FRONTIER COMM 8.25% 4/15/17 WI	25,000.000	27,625.000	-
FRONTIER COMM MTN 8.125% 10/18	45,000.000	49,612.500	-
GENERAL CABLE 7.125% 4/1/17 WI	10,000.000	10,262.500	-
GENERAL MTRS 6.75% 6/1/18 REGS	30,000.000	30,375.000	-
GENON ENERGY INC 9.875 10/20 WI	20,000.000	21,050.000	-
GEORGIA GULF 9% 1/15/17 REGS	20,000.000	21,600.000	-
ALLY 6.875%	60,000.000	60,300.000	-
ALLY 8% GLOBAL	30,000.000	32,162.400	-
ALLY INC FDIC 1.75% 10/30/12	100,000.000	101,690.000	-
ALLY LLC 6% 12/15/11	10,000.000	10,075.000	-
ALLY LLC 6.625% 5/15/12	15,000.000	15,357.000	-
ALLY LLC MTN 8% 11/01/31	154,000.000	165,165.000	-
GRAPHIC PACKG 7.875% 10/1/18	10,000.000	10,800.000	-
GRAY TELEVIS MTN 10.5% 6/15 WI	5,000.000	5,187.500	-
GRIFOLS INC 8.25% 2/1/18 REGS	20,000.000	20,900.000	-
HANESBRANDS INC 6.375% 12/20 WI	15,000.000	14,700.000	-
HARRAHS OPER 11.25 6/01/17	75,000.000	81,900.000	-
HCA HLDGS INC 7.75% 5/21 REGS	260,000.000	271,050.000	-
HCA INC 8.5% 4/15/19	30,000.000	33,225.000	-
HCA INC 9.25% 11/15/2016	150,000.000	159,375.000	-
HEALTHSOUTH 10.75% 6/15/16	11,000.000	11,618.750	-
HEALTHSOUTH 7.25% 10/1/18	25,000.000	26,000.000	-
HEALTHSOUTH 7.75% 9/15/22	25,000.000	26,125.000	-
HELIX ENRGY SOL 9.5 1/16 REGS	30,000.000	31,500.000	-
HOST HOTELS 9% 5/15/17	35,000.000	39,375.000	-
HUNTINGTON IN 6.875% 3/18 REGS	5,000.000	5,137.500	-
HUNTINGTON IN 7.125% 3/21 REGS	5,000.000	5,162.500	-
HUNTSMAN INTL 8.625% 3/21 WI	35,000.000	38,150.000	-
IASIS HLTH/CP 8.375% 5/19 REGS	50,000.000	49,125.000	-
ICAHN ENTFIN 7.75% 1/15/16 WI	45,000.000	46,350.000	-
ILFC 8.25% 12/15/20	30,000.000	32,775.000	-
ILFC MTN 6.75% 9/1/16 REGS	20,000.000	21,100.000	-
ILFC MTN 7.125% 9/1/18 REGS	65,000.000	68,737.500	-
INERGY LP 6.875% 8/01/21 REGS	20,000.000	20,500.000	-
INERGY LP 7% 10/01/18 WI	25,000.000	25,562.500	-
INTELSAT JACKSN 7.25 4/19 REGS	90,000.000	89,550.000	-
INTELSAT JACKSN 7.5 4/21 REGS	45,000.000	44,775.000	-
INTELSAT LTD 11.25% 6/16	245,000.000	260,312.500	-

INTERGEN NV 9% 6/30/17 REGS	130,000.000	137,800.000	-
INTL AUTO CMP 9.125% 6/1/18RGS	20,000.000	20,450.000	-
INTL LEAS FIN CRP 8.75 3/15/17	15,000.000	16,462.500	-
INTL LEASE FIN 5.25 1/10/13	10,000.000	10,150.000	-
INTL LEASE FIN 5.65 6/1/14	70,000.000	70,262.500	-
INTL LEASE FIN 5.75% 5/15/16	20,000.000	19,674.000	-
INTL LEASE FIN 5.875% 5/01/13	15,000.000	15,300.000	-
INTL LEASE FIN 6.25% 5/15/19	30,000.000	29,457.300	-
INTL LEASE FIN 8.625% 9/15 WI	10,000.000	10,875.000	-
INTL LEASE FINANCE 6.625 11/13	25,000.000	25,750.000	-
INTL LEASE MTN 5.625% 9/20/13	20,000.000	20,275.000	-
IPALCO 7.25% 4/01/16 REGS	25,000.000	27,962.500	-
JABIL CIRCUIT 5.625% 12/20	10,000.000	9,850.000	-
JMC STEEL GRP 8.25% 3/15/18RGS	10,000.000	10,325.000	-
KABEL BW 7.5% 3/15/19 REGS	150,000.000	153,750.000	-
KANSAS CITY 13% 12/15/13	6,000.000	6,990.000	-
KANSAS CITY 8% 6/1/15	15,000.000	16,087.500	-
KAZMUNAIGAZ 8.375% 7/2/13 REGS	125,000.000	135,937.500	-
KINDER MORG LLC 6% 1/18 REGS	40,000.000	41,400.000	-
KINOVE GERMAN 9.625% 6/18 REGS	200,000.000	210,000.000	-
LAMAR MEDIA 6.625% 8/15/15	15,000.000	15,187.500	-
LAMAR MEDIA 7.875% 4/15/18 WI	10,000.000	10,562.000	-
LAMAR MEDIA CRP6.625 8/15/15	15,000.000	15,205.500	-
LANDRYS RESTR 11.625 12/15 WI	5,000.000	5,400.000	-
LENNAR CORP 5.6% 5/31/15	20,000.000	19,850.000	-
LEVEL 3 ESCROW 8.125% 7/1/19	30,000.000	30,075.000	-
LINN ENERGY 7.75% 2/01/21 REGS	35,000.000	37,012.500	-
LINN ENERGY LLC 8.625 4/20 WI	30,000.000	33,000.000	-
LINN ENRGY LLC 6.5 5/19 REGS	20,000.000	19,900.000	-
LUCEENT TECH 6.5%	75,000.000	68,625.000	-
LUCENT 6.45% GBL 3/15/29 (DT)	150,000.000	137,625.000	-
LYONDELL CHEM 3LN 11% 5/1/18	35,000.000	39,243.750	-
MAC-GRAY CORP 7.625%	20,000.000	20,424.000	-
MASONITE INTL 8.25% 4/21 REGS	5,000.000	5,000.000	-
MCE FINANCE LT 10.25% 5/18	35,000.000	39,462.500	-
MCJUNKIN RED MAN 9.5% 12/16RGS	50,000.000	51,750.000	-
MERCER INTL 9.5% 12/01/17 WI	10,000.000	10,625.000	-
METROPCS WIREL 7.875% 9/1/18	105,000.000	111,300.000	-
MGM MIRAGE 10.375% 5/15/14	15,000.000	17,062.500	-
MGM MIRAGE 9% 3/15/20 WI	10,000.000	11,075.000	-
MGM MIRAGE INC 13% 11/15/13	100,000.000	119,250.000	-
MGM MIRAGE INC 5.875%	40,000.000	38,700.000	-
MGM MIRAGE INC 6.625%	45,000.000	43,200.000	-
MGM MIRAGE INC 6.75% 4/01/13	5,000.000	5,037.500	-
MGM MIRAGE INC 7.625% 1/15/17	25,000.000	24,187.500	-

MGM RESORTS 11.125% 11/15/17	20,000.000	22,976.000	-
MICHAELS STRS 7.75% 11/18 REGS	15,000.000	14,850.000	-
MIRANT AMERICAS 8.5% 10/01/21	90,000.000	91,575.000	-
MULTIPLAN IN 9.875% 9/1/18REGS	30,000.000	32,250.000	-
MYLAN INC 7.625% 7/15/17 REGS	15,000.000	16,200.000	-
MYLAN INC 7.875% 7/15/20 REGS	25,000.000	27,500.000	-
NAI ENTMT 8.25% 12/17 REGS	10,000.000	10,750.000	-
NALCO CO 6.625% 1/15/19 REGS	25,000.000	25,937.500	-
NATIONAL CINMA 7.875 7/21 REGS	15,000.000	15,318.000	-
NAVIOS LOG/FIN 9.25% 4/19 REGS	5,000.000	5,050.000	-
NAVIOS MARIT 8.875% 11/01/17	10,000.000	10,550.000	-
NAVIOS MARITI 8.625% 11/17 WI	10,000.000	9,875.000	-
NAVIOS MARITM 8.125% 2/19 REGS	15,000.000	14,700.000	-
NAVISTAR INTL 8.25% 11/1/21	10,000.000	10,750.000	-
NBTY INC 9% 10/1/18 REGS	20,000.000	21,250.000	-
NCL CORP LTD 9.5% 11/18 REGS	5,000.000	5,450.000	-
NEWFIELD EXPL 6.875% 2/01/20	40,000.000	43,200.000	-
NEXSTAR BROADCA PIK 7% 1/15/14	37,997.000	37,617.030	-
NEXSTAR FINANCE 7%	12,000.000	11,880.000	-
NEXTEL COMM 5.95% SER F	5,000.000	5,012.500	-
NEXTEL COMM 6.875% SER E 10/13	30,000.000	30,150.000	-
NEXTEL COMM 7.375% SER D	95,000.000	95,000.000	-
NIELSEN FIN 7.75 10/15/18 REGS	60,000.000	63,300.000	-
NIELSEN FINANCE VNU 11.5% 5/01/16	12,000.000	13,920.000	-
NIELSEN FINANCE VNU 11.625% 2/14	6,000.000	6,982.200	-
NII CAP CORP 10% 8/15/16	90,000.000	103,725.000	-
NII CAP CORP 7.625% 4/1/21	65,000.000	68,087.500	-
NORANDA ALU PIK FRN 5/15	23,108.000	21,952.600	-
NOVA CHEMICALS 8.375 11/1/16WI	20,000.000	22,150.000	-
NOVELIS INC 8.375% 12/15/17	40,000.000	43,200.000	-
NOVELIS INC 8.75% 12/15/20	25,000.000	27,562.500	-
NTH AM ENRGY 10.875% 6/16 REGS	20,000.000	22,300.000	-
NV ENERGY INC 6.25% 11/15/20	25,000.000	26,312.500	-
NXP BV 3ML+275 10/15/13	4,000.000	3,995.000	-
OFFSHORE GR INV 11.5 8/1/15 WI	10,000.000	10,975.000	-
OFFSHORE GRP 11.5% 8/1/15 REGS	5,000.000	5,487.500	-
OIL STATES 6.5% 6/1/19 REGS	20,000.000	20,350.000	-
OMEGA HLTHCAR 6.75% 10/15/22 WI	15,000.000	15,187.500	-
OWENS BROCKWAY OI 7.375 5/16	50,000.000	54,000.000	-
PDVSA PETR VENZ 5.375% 4/12/27	105,000.000	52,500.000	-
PDVSA PETRO VENZ 5.25% 4/12/17	110,000.000	69,025.000	-
PENSON WW 12.5% 5/15/17 REGS	10,000.000	9,300.000	-

PETCO ANIMAL 9.25% 12/1/18 RGS	30,000.000	32,100.000	-
PETROHAWK ENERG 7.25% 8/18 WI	90,000.000	105,412.500	-
PETROHAWK ENRG 7.875% 6/01/15	20,000.000	21,800.000	-
PETROLEOS DE VEN 4.9% 10/28/14	600,000.000	457,500.000	-
PETROLEOS MEX 5.5 1/21/21 WI	215,000.000	227,900.000	-
PETROLEOS VENEZ 8% 11/13 REGS	65,000.000	60,450.000	-
PETROLEUM DEV GLB 12% 2/15/18	20,000.000	22,200.000	-
POLYMER GRP 7.75% 2/01/19 REGS	5,000.000	5,112.500	-
POLYONE CORP 7.375% 9/15/20	5,000.000	5,312.500	-
PRECISION DRIL 6.625% 11/20 WI	15,000.000	15,375.000	-
PRIDE INTL 6.875% 8/15/20	10,000.000	11,896.900	-
PUGET ENERGY INC 6% 9/21 REGS	20,000.000	20,120.000	-
QUICKSILVER RES 7.75% 8/01/15	45,000.000	47,700.000	-
QUICKSILVER RES 9.125% 8/15/19	20,000.000	22,000.000	-
RAIN CII CARB 8% 12/18 REGS	10,000.000	10,350.000	-
RDS ULTRADEEP 11.875 3/17 REGS	30,000.000	33,037.500	-
REDDY ICE 11.25% 3/15/15	30,000.000	30,525.000	-
REGENCY ENGY 6.875% 12/18	20,000.000	20,850.000	-
REVLON CON PROD 9.75 11/15 WI	15,000.000	16,237.500	-
REYNOLDS GROUP 8.25% 2/21 REGS	100,000.000	91,750.000	-
REYNOLDS GRP 6.875% 2/21 REGS	100,000.000	94,250.000	-
RHODIA SA 6.875% 9/15/20 REGS	200,000.000	235,500.000	-
RITE AID CORP 10.375% 7/15/16	110,000.000	117,700.000	-
RITE AID CORP 7.5% 3/01/17	80,000.000	80,200.000	-
RITE AID CORP 8% 8/15/20 W/I	45,000.000	49,050.000	-
RITE AID CRP 9.75% 6/12/16 W/I	35,000.000	38,587.500	-
ROADHOUSE FIN 10.75 10/17 REGS	20,000.000	20,850.000	-
ROTECH HLTHCRE 10.5% 3/15/18 WI	10,000.000	9,925.000	-
RSC EQUIP RENT 8.25% 2/1/21WI	25,000.000	25,000.000	-
RSC EQUIPMENT 10% 7/15/17 REGS	10,000.000	11,300.000	-
SABRA HLATH 8.125 11/01/18 WI	5,000.000	4,987.500	-
SALLY HOLDINGS 9.2511/15/14WI	45,000.000	46,800.000	-
SATMEX SA 9.5% 5/15/17 REGS	5,000.000	5,100.000	-
SEAGATE TECH INTL 10 5/14 REGS	5,000.000	5,775.000	-
SENIOR HOUSING 8.625%	40,000.000	41,221.200	-
SENSATA TECH 6.5% 5/15/19 REGS	20,000.000	20,050.000	-
SEVEN SEAS CR 9.125% 5/19 REGS	5,000.000	5,187.500	-
SEVERSTAL COL 10.25% 2/15/18	30,000.000	33,225.000	-
SHERIDAN GROUP 12.5% 4/14 REGS	20,000.000	18,400.000	-
SHINGLE SPRINGS9.375 6/15 REGS	20,000.000	13,600.000	-
SHIP FINANCE 8.5%	80,000.000	80,200.000	-
SLM CORP MEDIUM 8.45% 6/15/18	80,000.000	88,468.000	-
SLM CORP MTN 8% 3/25/20	45,000.000	48,262.500	-
SONIC AUTO 8.625%	9,000.000	9,045.000	-

SONIC AUTOMOTIVE 9% 3/15/18 WI	5,000.000	5,275.000	-
SPANSION LLC 7.875% 11/17 REGS	10,000.000	10,300.000	-
SPRINT CAP CORP 8.375%	40,000.000	41,550.000	-
SPRINT CAP CRP 6.875% 11/15/28	100,000.000	96,120.000	-
SPRINT CAP GLBL 6.9% 5/01/19	165,000.000	170,981.250	-
STANDARD PAC 8.375% 1/15/21 WI	70,000.000	68,250.000	-
STAR GAS PRTNR 8.875% 12/17 WI	10,000.000	10,400.000	-
STATION CASINO 6%	45,000.000	4.500	-
STATION CASINOS INC 7.75% 8/16	17,000.000	1.700	-
STEEL DYNAMICS 7.375% 11/1/12	5,000.000	5,250.000	-
SUGARHSE GMG/ 8.625% 4/16 REGS	5,000.000	5,175.000	-
SUNGARD DATA 4.875 1/15/14	30,000.000	30,825.000	-
SUNGARD DATA 7.625% 11/15/20 WI	15,000.000	15,318.000	-
SUNGARD DT SYS MTN 10.625 5/15	50,000.000	54,312.500	-
SWIFT SERVICES 10% 11/15/18 WI	30,000.000	32,325.000	-
TARGA RES LP/FI 6.875 2/21 RGS	30,000.000	30,075.000	-
TENET HEALTH 10% 5/01/18	40,000.000	45,500.000	-
TENET HEALTH 8.875% 7/1/19	60,000.000	66,150.000	-
TENET HEALTH 9.25%	15,000.000	16,500.000	-
TENET HEALTH 9.875%	50,000.000	54,000.000	-
TENET HEALTHCARE 8% 8/20 WI	35,000.000	35,700.000	-
TENN GAS PIPELI 8% 2/1/16	5,000.000	6,092.250	-
TENNECO 8.125% 11/15/15	30,000.000	31,575.000	-
TENNECO INC 6.875% 12/15/20 WI	20,000.000	20,550.000	-
TOWER AUTO 10.625% 9/1/17 REGS	32,000.000	34,560.000	-
TOYS R US PPTY 10.75 7/17 WI	55,000.000	61,875.000	-
TOYS-R-US 7.375% 9/1/16 REGS	15,000.000	15,300.000	-
TOYS-R-US 7.875% 4/15/13	90,000.000	94,950.000	-
TRANS LLC/CORP 11.375 6/18 WI	15,000.000	17,025.000	-
TRANSDIGM 7.75% 12/15/18 REGS	80,000.000	85,600.000	-
TRINIDAD DRILL 7.875 1/19 REGS	5,000.000	5,225.000	-
TXU CORP 6.5% 11/15/24	45,000.000	21,150.000	-
TXU CORP 6.55% 11/15/34	40,000.000	18,400.000	-
TXU ENERGY C 11.5% 10/20 REGS	20,000.000	19,150.000	-
UNITED AIRLNS 9.875% 8/13 REGS	5,000.000	5,281.000	-
UNITED SURG 9.25% 5/01/17	30,000.000	31,500.000	-
UNITED SURGICAL 8.875% 5/01/17	65,000.000	67,600.000	-
UNIV HLTH SVCS 7% 10/01/18 WI	5,000.000	5,193.500	-
UNIVISION 7.875% 11/01/20 REGS	15,000.000	15,450.000	-
UNIVISION COMM 6.875 5/19 REGS	20,000.000	19,900.000	-
UPCB FIN III 6.625% 7/20 REGS	150,000.000	149,625.000	-
VALEANT PHAR 6.5 7/15/16 REGS	75,000.000	75,187.500	-
VALEANT PHAR 7.25 7/15/22 REGS	75,000.000	73,875.000	-
VALEANT PHARM 6.75% 8/21 REGS	15,000.000	14,400.000	-

	VALEANT PHARMA 7% 10/20 REGS	10,000.000	9,825.000	-
	VANGUARD HEALTH 0% 2/01/16 WI	25,000.000	16,500.000	-
	VENTAS REALTY LP 6.5% 6/1/16	5,000.000	5,226.850	-
	VERSO PAPER HLD 3ML+375 8/1/14	10,000.000	9,050.000	-
	VGRD HLTH HLD 7.75% 2/1/19 WI	15,000.000	15,450.000	-
	VIASAT INC 8.875% 9/15/16 WI	5,000.000	5,381.000	-
	VIASYSTEMS INC 12% 1/15/15REGS	15,000.000	16,425.000	-
	VIDEOTRON LTEE 9.125% 4/15/18	30,000.000	33,450.000	-
	VWR FDG INC 10.25% 7/15	36,968.000	38,816.400	-
	WATERFORD GAME 8.625 9/14 REGS	19,891.000	10,840.590	-
	WESTERN EXP 12.5% 4/15/15 REGS	10,000.000	9,400.000	-
	WIND ACQ 12.25% PIK 7/17 REGS	113,707.000	126,279.580	-
	WIND ACQU 11.75% 7/17 REGS USD	100,000.000	110,750.000	-
	WINDSTREAM CORP 7.5% 4/1/23	35,000.000	35,087.500	-
	WINDSTREAM CORP 7.75% 10/20 WI	65,000.000	68,900.000	-
	WINDSTREAM CORP 8.125% 9/18 WI	20,000.000	21,350.000	-
	WM FINANCE 9.5% 6/15/16 REGS	5,000.000	5,275.000	-
	WP ROCKET MRGR 10.125 7/19 REG	15,000.000	15,375.000	-
	WYNN LAS VEG 7.75 8/15/20	30,000.000	33,000.000	-
アメリカ・ドル 小計		15,737,909.000	15,986,471.610 (1,267,247,605)	
ユーロ	DEUTSCHE EMTN 3.75% 2/12/14	250,000.000	260,570.000	
	MORGAN STANLEY FRN 7/20/12	50,000.000	49,803.500	-
ユーロ 小計		300,000.000	310,373.500 (34,839,425)	
社債券 合計			1,302,087,030 (1,302,087,030)	
合計			2,669,574,629 (2,593,236,450)	

有価証券明細表注記

1. 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に関するもので、内書きであります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	株式 4 銘柄	0.64%	-	85.38%
	国債証券 61 銘柄	-	41.43%	
	特殊債券 9 銘柄	-	1.00%	
	社債券 366 銘柄	-	56.92%	
イギリス・ポンド	国債証券 4 銘柄	-	80.63%	3.11%
	特殊債券 1 銘柄	-	19.37%	
カナダ・ドル	国債証券 4 銘柄	-	100.00%	2.67%
ユーロ	国債証券 8 銘柄	-	82.42%	8.84%
	特殊債券 1 銘柄	-	2.47%	
	社債券 2 銘柄	-	15.11%	

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

Aコース(為替ヘッジ付き)

(2011年8月31日現在)

種 類	金 額	単 位
資産総額	1,290,772,844	円
負債総額	2,321,684	円
純資産総額(-)	1,288,451,160	円
発行済数量	1,523,390,461	口
1単位当たり純資産額(/)	0.8458	円

Bコース(為替ヘッジなし)

(2011年8月31日現在)

種 類	金 額	単 位
資産総額	1,319,249,702	円
負債総額	1,083,641	円
純資産総額(-)	1,318,166,061	円
発行済数量	2,110,336,890	口
1単位当たり純資産額(/)	0.6246	円

(参考)マザーファンドの純資産額計算書

フィデリティ・ストラテジック・インカム・マザーファンド

(2011年8月31日現在)

種 類	金 額	単 位
資産総額	2,644,377,439	円
負債総額	44,114,771	円
純資産総額(-)	2,600,262,668	円
発行済数量	1,764,725,537	口
1単位当たり純資産額(/)	1.4735	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

名義書換は行ないません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者に対する特典

該当するものではありません。

(4) 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

ファンドの受益権の譲渡制限は設けておりません。

受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行ないません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払

い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金等

（2011年8月末日現在）

資本金の額	金10億円
発行する株式の総数	80,000株
発行済株式総数	20,000株
最近5年間における資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

経営体制

委託会社は、委員会設置会社であり、指名委員会、監査委員会、報酬委員会を設けています。各委員会を構成する取締役は、取締役会において選任されます。

取締役会は、委託会社の経営管理の意思決定機関として法定事項を決議するとともに、経営の基本方針および経営業務執行上の重要な事項を決定あるいは承認し、取締役および執行役の職務を監督します。

取締役は8名以内とし、株主総会の決議によって選任されます。取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとします。

執行役は取締役会の決議に基づき委任を受けた事項の決定を行ない、当社の業務を執行します。執行役は10名以内とし、取締役会において選任されます。執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された執行役の任期は、他の現執行役の任期の満了すべき時までとします。

運用体制

フィデリティは、投資対象の綿密な調査を重視した国際的な資産運用業務を行なってきました。投資信託の運用の流れは以下の通りです。

1. 関係会社を含めた調査グループが行なう個別企業の訪問調査等により、内外の経済動向や株式および債券の市場動向の分析を行ないます。委託会社は、日本国内に専任のアナリストを擁し綿密な企業調査を行なうのみならず、フィデリティの世界主要拠点のアナリストより各国の企業調査結果をタイムリーに入手できる調査・運用体制を整えています。
2. ポートフォリオ・マネージャーは投資判断に際し、投資信託約款等を遵守し、運用方針、投資制限、リスク許容度、その他必要な事項を把握したうえで投資戦略を策定し、自身の判断によって投資銘柄を決定するとともに、投資環境等の変化に応じて運用に万全を期します。
3. ポートフォリオ・マネージャーの運用に係るリスク管理および投資行動のチェックについては、運用担当部門において、さまざまなリスク要因について過度なリスクを取っていないかを検証するとともに、コンプライアンス部門において投資制限等のモニタリングを実施いたします。これにより、ファンドが投資信託約款等に記載されている運用方針や投資制限等について適切に運用されているかを管理しています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

2011年8月31日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、追加型株式投資信託134本、親投資信託53本で、親投資信託を除いた純資産の合計は総額2,257,745,946,495円です。

3【委託会社等の経理状況】

当社の財務諸表は、第24期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて、第25期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び第25期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

当社は財務諸表の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。

具体的には、企業会計基準及び同適用指針、日本公認会計士協会が公表する委員会報告等の公開情報、各種関係諸法令の改廃に応じて、当社として必要な対応を適時に協議しております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第24期 (平成22年3月31日)	第25期 (平成23年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	872,753	644,171
立替金	220,192	178,789
前払費用	141,517	132,962
未収委託者報酬	4,090,233	4,323,737
未収収益	787,091	710,807
未収入金	* 1 673,820	2,400,799
繰延税金資産	1,283,769	1,350,128
短期貸付金	* 1 8,420,000	-
流動資産合計	16,489,378	9,741,396
固定資産		
無形固定資産		
電話加入権	7,487	7,487
無形固定資産合計	7,487	7,487
投資その他の資産		
投資有価証券	4,527	606,060
長期貸付金	* 1 -	9,397,000
長期差入保証金	645,332	213,373
会員預託金	1,230	1,230
投資その他の資産合計	651,089	10,217,663
固定資産合計	658,576	10,225,150
資産合計	17,147,955	19,966,547
負債の部		
流動負債		
預り金	14,864	3,354
未払金	* 1	
未払手数料	1,760,269	1,851,483
その他未払金	706,803	1,624,041
未払費用	1,256,306	1,439,596
未払法人税等	14,171	292,188
未払消費税等	43,012	261,774
賞与引当金	2,332,442	2,619,301
流動負債合計	6,127,869	8,091,739
固定負債		
長期賞与引当金	406,643	199,767
退職給付引当金	4,062,501	4,676,483
関係会社引当金	-	298,678
繰延税金負債	-	7,200
固定負債合計	4,469,144	5,182,129
負債合計	10,597,014	13,273,869
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,550,487	5,682,470
利益剰余金合計	5,550,487	5,682,470
株主資本合計	6,550,487	6,682,470
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	453	10,207
評価・換算差額等合計	453	10,207
純資産合計	6,550,941	6,692,678
負債純資産合計	17,147,955	19,966,547

（ 2 ） 【 損益計算書 】

（ 単位：千円 ）

	第24期 （自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日）	第25期 （自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日）
営業収益		
委託者報酬	18,822,873	26,148,690
その他営業収益	4,395,223	6,037,259
営業収益計	23,218,096	32,185,949
営業費用		
支払手数料	8,357,908	11,876,887
広告宣伝費	744,550	1,096,380
公告料	780	780
受益証券発行費	526	-
調査費		
調査費	461,807	426,713
委託調査費	2,267,889	4,477,290
営業雑経費		
通信費	31,491	47,307
印刷費	107,855	76,759
協会費	21,625	20,022
諸会費	5,639	6,594
営業費用計	12,000,075	18,028,737
一般管理費		
給料		
役員報酬	353,613	-
給料・手当	3,247,899	3,474,973
賞与	3,009,997	3,118,068
福利厚生費	1,131,276	949,332
交際費	82,041	30,441
旅費交通費	152,312	221,902
租税公課	35,805	65,206
弁護士報酬	4,064	9,363
不動産賃貸料・共益費	557,066	507,846
支払ロイヤリティ	58,245	-
退職給付費用	763,484	565,006
消耗器具備品費	65,723	59,882
事務委託費	3,037,657	3,387,693
諸経費	293,108	295,531
一般管理費計	12,792,296	12,685,248
営業利益又は営業損失（ ）	1,574,275	1,471,963
営業外収益	* 1	
受取利息	84,143	64,747
保険配当金	13,381	11,932
雑益	14,107	10,304
営業外収益計	111,633	86,983
営業外費用		
寄付金	-	658
為替差損	33,219	2,371
営業外費用計	33,219	3,029
経常利益又は経常損失（ ）	1,495,861	1,555,917
特別利益		
投資有価証券売却益	-	604
特別利益計	-	604
特別損失		
特別退職金	22,027	65,742
事務過誤損失	1,571	919
投資有価証券売却損	98,200	-
資産除去債務会計基準適用に伴う影響額	-	277,377
過年度退職給付引当金繰入	-	112,019
その他特別損失	-	20,372

特別損失計	121,798	476,432
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	1,617,660	1,080,089
法人税、住民税及び事業税	2,471	1,014,154
法人税等調整額	1,574,249	66,047
法人税等合計	1,576,720	948,106
当期純利益又は当期純損失()	3,194,381	131,983

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第24期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第25期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,000,000	1,000,000
当期変動額		
当期変動額合計		
当期末残高	1,000,000	1,000,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	8,744,868	5,550,487
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失()	3,194,381	131,983
当期変動額合計	3,194,381	131,983
当期末残高	5,550,487	5,682,470
株主資本合計		
前期末残高	9,744,868	6,550,487
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失()	3,194,381	131,983
当期変動額合計	3,194,381	131,983
当期末残高	6,550,487	6,682,470
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	289	453
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	743	9,753
当期変動額合計	743	9,753
当期末残高	453	10,207
評価・換算差額等合計		
前期末残高	289	453
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	743	9,753
当期変動額合計	743	9,753
当期末残高	453	10,207
純資産合計		
前期末残高	9,744,578	6,550,941
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失()	3,194,381	131,983
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	743	9,753
当期変動額合計	3,193,637	141,736
当期末残高	6,550,941	6,692,678

重要な会計方針

項目	第24期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	第25期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。</p> <p>時価のないもの 総平均法による原価法を採用しております。</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p>
2. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異については、発生年度に全額費用処理しております。</p> <p>(3) 賞与引当金、長期賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 退職給付引当金 同左</p> <p>(3) 賞与引当金、長期賞与引当金 同左</p> <p>(4) 関係会社引当金 親会社により負担された当社のインセンティブ・シェア・プランによる業績連動型特別賞与について、将来親会社に対し支払いを行う可能性が高いため、親会社との契約に基づき当期末において発生していると認められる額を計上しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 同左</p>

会計処理方法の変更

第24期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	第25期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
	<p>（資産除去債務に関する会計基準の適用） 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ46百万円、税引前当期純利益は324百万円減少しております。</p>

追加情報

第24期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	第25期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
	(セグメント情報に関する会計基準の適用) 当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成22年6月30日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第24期 (平成22年3月31日)	第25期 (平成23年3月31日)
*1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。	*1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。
未収入金 361,536 千円 短期貸付金 8,420,000 千円 未払金 282,829 千円	未収入金 2,086,038 千円 未払金 1,196,884 千円 長期貸付金 9,397,000 千円

(損益計算書関係)

第24期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	第25期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
*1 関係会社に係る営業外収益 関係会社からの受取利息が84,143千円含まれております。	*1 関係会社に係る営業外収益 関係会社からの受取利息が64,747千円含まれております。

(株主資本変動計算書関係)

第24期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	20,000株	-	-	20,000株
合計	20,000株	-	-	20,000株

第25期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	20,000株	-	-	20,000株
合計	20,000株	-	-	20,000株

(リース取引関係)

第24期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

第25期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

（金融商品関係）

第24期（自平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。また、所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は、銀行の信用リスクに晒されておりますが、預金に関しては数行に分散して預入しており、リスクの軽減を図っております。営業債権である未収委託者報酬および未収収益、未収入金については、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。未収入金およびその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。

未収委託者報酬及び未収収益は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。

また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価に関する事項

平成22年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	872,753	872,753	-
(2) 未収委託者報酬	4,090,233	4,090,233	-
(3) 短期貸付金	8,420,000	8,420,000	-
資産計	13,382,986	13,382,986	-
(4) 未払手数料	1,760,269	1,760,269	-
負債計	1,760,269	1,760,269	-

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1)～(3) 現金及び預金、未収委託者報酬、短期貸付金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 未払手数料

これらはほとんど短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

第25期（自平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。また、所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入、社債発行等による資金調達は行っていません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

預金は、銀行の信用リスクに晒されておりますが、預金に関しては数行に分散して預入しており、リスクの軽減を図っております。営業債権である未収委託者報酬および未収収益、未収入金については、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。未収入金およびその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。

未収委託者報酬及び未収収益は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。

また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価に関する事項

平成23年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注2）参照）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	644,171	644,171	-
(2) 未収委託者報酬	4,323,737	4,323,737	-
(3) 未収入金	2,400,799	2,400,799	-
(4) 投資有価証券	604,298	604,298	-
(5) 長期貸付金	9,397,000	9,397,000	-
資産計	17,370,007	17,370,007	-
(1) 未払手数料	1,851,483	1,851,483	-
(2) 未払金	1,624,041	1,624,041	-
負債計	3,475,524	3,475,524	-

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収入金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

時価について、当社が算定し、公表している基準価額によっております。

(5) 長期貸付金

変動金利によるものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料、(2) 未払金

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注)2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	1,761
非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4)投資有価証券」には含めておりません。	

(注)3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	644,171	-	-	-
未収委託者報酬	4,323,737	-	-	-
未収入金	2,400,799	-	-	-
合計	7,368,708	-	-	-

金銭債権のうち長期貸付金(9,397,000千円)については、契約上返済期限の定めがないため、上記に含めておりません。

(有価証券関係)

第24期(平成22年3月31日現在)

1. その他有価証券

	取得原価(千円)	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの その他	2,000	2,765	765
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他	1,761	1,761	-
小計	3,761	4,527	765
合計	3,761	4,527	765

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

売却額(千円)	売却益の合計(千円)	売却損の合計(千円)
1,901,800	-	98,200

第25期(平成23年3月31日)

1. その他有価証券

	取得原価(千円)	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの その他	586,890	604,298	17,408
小計	586,890	604,298	17,408
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他	1,761	1,761	-
小計	1,761	1,761	-
合計	588,651	606,060	17,408

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

売却額(千円)	売却益の合計(千円)	売却損の合計(千円)
1,572	604	-

(デリバティブ取引関係)

第24期(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

第25期(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

第24期 (平成22年3月31日)	第25期 (平成23年3月31日)																																																								
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1) 退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">4,027,690千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 未積立退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">4,027,690千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 未認識過去勤務債務</td> <td style="text-align: right;">34,811千円</td> </tr> <tr> <td>(4) 貸借対照表計上額純額</td> <td style="text-align: right;">4,062,501千円</td> </tr> <tr> <td>(5) 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">4,062,501千円</td> </tr> </table> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1) 勤務費用</td> <td style="text-align: right;">605,150千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 利息費用</td> <td style="text-align: right;">19,974千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">86,371千円</td> </tr> <tr> <td>(4) 過去勤務債務の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">4,879千円</td> </tr> <tr> <td>(5) 臨時に支払った割増退職金</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>(6) 退職給付費用の額</td> <td style="text-align: right;">716,374千円</td> </tr> </table> <p>(注) 従業員出向に伴う配賦額控除前の数値です。</p> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1) 割引率</td> <td style="text-align: right;">1.6%</td> </tr> <tr> <td>(2) 退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="text-align: right;">期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>(3) 過去勤務債務の処理年数</td> <td style="text-align: right;">10年</td> </tr> </table>	(1) 退職給付債務	4,027,690千円	(2) 未積立退職給付債務	4,027,690千円	(3) 未認識過去勤務債務	34,811千円	(4) 貸借対照表計上額純額	4,062,501千円	(5) 退職給付引当金	4,062,501千円	(1) 勤務費用	605,150千円	(2) 利息費用	19,974千円	(3) 数理計算上の差異の費用処理額	86,371千円	(4) 過去勤務債務の費用処理額	4,879千円	(5) 臨時に支払った割増退職金	-	(6) 退職給付費用の額	716,374千円	(1) 割引率	1.6%	(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	(3) 過去勤務債務の処理年数	10年	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1) 退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">4,648,515千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 未積立退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">4,648,515千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 未認識過去勤務債務</td> <td style="text-align: right;">27,968千円</td> </tr> <tr> <td>(4) 貸借対照表計上額純額</td> <td style="text-align: right;">4,676,483千円</td> </tr> <tr> <td>(5) 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">4,676,483千円</td> </tr> </table> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1) 勤務費用</td> <td style="text-align: right;">436,790千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 利息費用</td> <td style="text-align: right;">21,198千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">222,645千円</td> </tr> <tr> <td>(4) 過去勤務債務の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">6,843千円</td> </tr> <tr> <td>(5) 臨時に支払った割増退職金</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>(6) 退職給付費用の額</td> <td style="text-align: right;">673,790千円</td> </tr> </table> <p>(注) 従業員出向に伴う配賦額控除前の数値です。</p> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1) 割引率</td> <td style="text-align: right;">1.5%</td> </tr> <tr> <td>(2) 退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="text-align: right;">期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>(3) 過去勤務債務の処理年数</td> <td style="text-align: right;">10年</td> </tr> </table>	(1) 退職給付債務	4,648,515千円	(2) 未積立退職給付債務	4,648,515千円	(3) 未認識過去勤務債務	27,968千円	(4) 貸借対照表計上額純額	4,676,483千円	(5) 退職給付引当金	4,676,483千円	(1) 勤務費用	436,790千円	(2) 利息費用	21,198千円	(3) 数理計算上の差異の費用処理額	222,645千円	(4) 過去勤務債務の費用処理額	6,843千円	(5) 臨時に支払った割増退職金	-	(6) 退職給付費用の額	673,790千円	(1) 割引率	1.5%	(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	(3) 過去勤務債務の処理年数	10年
(1) 退職給付債務	4,027,690千円																																																								
(2) 未積立退職給付債務	4,027,690千円																																																								
(3) 未認識過去勤務債務	34,811千円																																																								
(4) 貸借対照表計上額純額	4,062,501千円																																																								
(5) 退職給付引当金	4,062,501千円																																																								
(1) 勤務費用	605,150千円																																																								
(2) 利息費用	19,974千円																																																								
(3) 数理計算上の差異の費用処理額	86,371千円																																																								
(4) 過去勤務債務の費用処理額	4,879千円																																																								
(5) 臨時に支払った割増退職金	-																																																								
(6) 退職給付費用の額	716,374千円																																																								
(1) 割引率	1.6%																																																								
(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																								
(3) 過去勤務債務の処理年数	10年																																																								
(1) 退職給付債務	4,648,515千円																																																								
(2) 未積立退職給付債務	4,648,515千円																																																								
(3) 未認識過去勤務債務	27,968千円																																																								
(4) 貸借対照表計上額純額	4,676,483千円																																																								
(5) 退職給付引当金	4,676,483千円																																																								
(1) 勤務費用	436,790千円																																																								
(2) 利息費用	21,198千円																																																								
(3) 数理計算上の差異の費用処理額	222,645千円																																																								
(4) 過去勤務債務の費用処理額	6,843千円																																																								
(5) 臨時に支払った割増退職金	-																																																								
(6) 退職給付費用の額	673,790千円																																																								
(1) 割引率	1.5%																																																								
(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																								
(3) 過去勤務債務の処理年数	10年																																																								

(ストック・オプション等関係)

第24期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

第25期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

第24期 (平成22年3月31日)	第25期 (平成23年3月31日)
1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産 (千円)	繰延税金資産 (千円)
退職給付引当金損金算入限度超過額 1,653,031	退職給付引当金損金算入限度超過額 1,902,861
賞与引当金 1,000,711	賞与引当金 1,147,079
未払費用否認 458,688	未払費用否認 577,632
繰越欠損金 585,286	繰越欠損金 375,059
その他 12,804	その他 213,886
繰延税金資産小計 3,710,523	繰延税金資産小計 4,216,519
評価性引当額 2,426,754	評価性引当額 2,866,390
繰延税金資産計 1,283,769	繰延税金資産計 1,350,128
	繰延税金負債
	その他有価証券評価差額金 7,200
	繰延税金負債計 7,200
	繰延税金資産の純額 1,342,927
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。	(%)
	法定実効税率 40.69
	(調整)
	交際費等永久に損金に算入されない項目 4.69
	評価性引当額 40.70
	過年度法人税等 1.89
	その他 0.19
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 87.77

(持分法損益等)

第24期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

第25期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

第24期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

第25期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

第25期(平成23年3月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 資産除去債務の概要

事業用に賃借している不動産の賃借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 資産除去債務の計算方法

事業用に賃借している不動産の不動産賃借契約終了までの期間を入居時より概ね10年間とし、当該不動産賃借契約に関連する資産除去債務の総額を見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上し、前事業年度以前の負担に属する金額を、当事業年度の損失として計上しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高(注)	277,377	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	
時の経過による調整額	46,880	
資産除去債務の履行による減少額	-	
その他増減額(は減少)	-	
期末残高	324,257	

(注) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる期首時点における残高であります。

貸借対照表に計上している資産除去債務以外の資産除去債務
該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

第24期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

第25期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

第25期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第25期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位:千円)

	投資信託の運用	投資顧問業	合計
外部顧客への売上高	26,148,690	2,631,058	28,779,748

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:千円)

日本	バミューダ	英国	香港	その他	合計
28,779,748	2,792,293	400,260	161,267	52,379	32,185,949

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

投資信託の名称	委託者報酬	関連するサービスの種類
フィデリティ・US リート・ファンドB(為替ヘッジなし)	6,190,703	投資信託の運用
フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド	5,373,399	投資信託の運用
フィデリティ・日本成長株・ファンド	3,786,003	投資信託の運用

関連当事者情報

第24期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	FIL リミテッド	英領バ ミュ ダ、ベン ブロー ク市	千米ドル 1,194	投資顧問業	被所有 間接 100%	-	投資顧問契約の再委任等	金銭の貸付（注3）	千円 850,000	短期貸付金	千円 8,420,000
								利息の受取（注3）	84,143	未収入金	18,902
	フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区	千円 4,510,000	証券業、投資信託委託業、投資顧問業を営む子会社の管理	被所有 直接 100%	兼任 1名	当社事業活動の管理等	連結法人税の個別帰属額	-	未収入金	246,491

(2) 兄弟会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の 子会社	フィデリティ証券株式会社	東京都港区	千円 4,207,500	証券業	-	兼任 1名	当社設定投資信託の募集・販売	共通発生経費負担額（注2）	千円 977,263	未払金	千円 121,196

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資顧問報酬の收受については、助言にかかった費用を基に決定しております。

(注2) 共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

(注3) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

第25期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	会社等の所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)	
親会社	FIL Limited	英領バ ミュー ダ、ベン ブロー ク 市	千米ドル 2,832	投資顧 問業	被所有 間接100 %	投資顧 問契約 の再委 任等役 員の兼 任	金銭の貸 付 (注1)	千円 850,000	長期貸 付金	千円 9,270,000	
							利息の受 取 (注1)	64,476	未収入 金	14,892	
							委託調査 等報酬 (注3)	1,650,000	未収入 金	1,650,000	
							共通発生 経費負担 額 (注4)	3,582,376	未払金	294,715	
								共通発生 経費負担 額 (注4)	-	関係会 社引当 金	298,678
親会社	FIL Japan Holdings K. K.	東京都港 区	千円 4,510,000	グルー プ会社 経営管 理	被所有 直接100 %	当社事 業活動 の管理 等役員 の兼任	金銭の貸 付 (注1)	千円 127,000	長期 貸付金	千円 127,000	
							利息の受 取 (注1)	270	未収入 金	270	
							共通発生 経費負担 額 (注4)	105,249	未収入 金	2,100	
								連結法人 税の個別 帰属額	-	未払金	752,009
親会社	FIL Asia Holdings Limited	シンガ ポール、 ブルバ ード市	千米ドル 175,807	グルー プ会社 経営管 理	被所有 間接51 %	営業取 引	共通発生 経費負担 額 (注4)	千円 1,146,798	未払金	千円 30,063	

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
同一の親会社をもつ会社	フィデ リティ 証券株式 会社	東京都 港区	千円 5,207,500	証券業	なし	当社設 定投資 信託の 募集・ 販売	共通発生 経費負担 額 (注4)	千円 940,903	未払金	千円 24,194

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2)取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注3)当社の主要な事業領域である投信・投資顧問業から包括的に発生する収益であります。

(注4)共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

(1株当たり情報)

第24期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)		第25期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	
1株当たり純資産額	327,547円06銭	1株当たり純資産額	334,633円91銭
1株当たり当期純損失	159,719円06銭	1株当たり当期純利益	6,599円15銭
なお潜在株式調整後1株当たり当期純利益については1株当たり純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純損失金額又は1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第24期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	第25期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
当期純損失()又は当期純利益(千円)	3,194,381	131,983
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失()又は当期純利益(千円)	3,194,381	131,983
期中平均株式数	20,000株	20,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 事業譲渡または事業譲受

該当ありません。

(3) 出資の状況

該当ありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に関し、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を与えた事実および重要な影響を与えることが予想される事実は存在していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

ファンドの運営における役割	名称	資本金の額 (2011年3月末日現在)	事業の内容
受託会社	住友信託銀行株式会社(注)	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
<参考情報> 再信託受託会社	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	51,000百万円	
販売会社	カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	大和証券株式会社	100,000百万円	
	大和証券キャピタル・マーケット株式会社	255,700百万円	
	野村證券株式会社	10,000百万円	
	コスモ証券株式会社	13,500百万円	
	フィデリティ証券株式会社	5,207百万円	
	S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円 (2011年4月1日現在)	
	株式会社S B I証券	47,937百万円	
	東海東京証券株式会社	6,000百万円	
	ワイエム証券株式会社	1,270百万円	
	楽天証券株式会社	7,495百万円	
株式会社名古屋銀行	25,090百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。	

新規の募集は行なっておりません。

(注) 関係当局の許可等を前提に、2012年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社および中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、「三井住友信託銀行株式会社」となる予定です。

ファンドの運営 における役割	名称	資本金の額 (2011年3月末日現在)	事業の内容
運用の委託先	FIL・インベスト メンツ・インター ナショナル	340,000英ポンド (約44百万円*) * 1英ポンド129.78円で 換算 (2011年6月末日現在)	主として英国およびヨー ロッパにおいて投資信託の 販売および投資信託会社 に対する投資運用業務を営 んでいます。
	フィデリティ・マ ネジメント・アン ド・リサーチ・カ ンパニー	7,950米ドル (約0.64百万円*) * 1米ドル80.73円で換 算 (2011年6月末日現在)	主として米国においてファ ンドに対する投資顧問業 務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社： ファンドの受託銀行として、委託会社との信託契約の締結、信託財産の保管・管理、信託財産の計算(ファンドの基準価額の計算)、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行いません。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。
- (2) 販売会社： ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の支払に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の交付等を行いません。

(3) 運用の委託先：

名称	業務の内容
FIL・インベストメンツ・インターナショナル (所在地：英国ケント)	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの先進国債券（除く米国）に関する運用の指図を行いません。
フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー (所在地：米国 マサチューセッツ州)	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドのアセット・アロケーション、米国国債/政府機関債、米国高利回り社債（ハイ・イールド・ボンド）、エマージング諸国等に関する運用の指図を行いません。

3【資本関係】

- (1) 受託会社：該当事項はありません。
- (2) 販売会社：該当事項はありません。
- (3) 運用の委託先：該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、下記の書類が関東財務局長に提出されております。

2011年2月28日	臨時報告書
2011年2月28日	有価証券届出書の訂正届出書
2011年4月20日	有価証券報告書
2011年4月20日	有価証券届出書
2011年5月27日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成23年2月22日

フィデリティ投信株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・ストラテジック・インカム・ファンド Aコース（為替ヘッジ付き）の平成22年7月21日から平成23年1月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・ストラテジック・インカム・ファンド Aコース（為替ヘッジ付き）の平成23年1月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2.財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年2月22日

フィデリティ投信株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・ストラテジック・インカム・ファンド Bコース（為替ヘッジなし）の平成22年7月21日から平成23年1月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・ストラテジック・インカム・ファンド Bコース（為替ヘッジなし）の平成23年1月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2.財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年 6月28日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 梅 木 典 子
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年8月31日

フィデリティ投信株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・ストラテジック・インカム・ファンド Aコース（為替ヘッジ付き）の平成23年1月21日から平成23年7月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・ストラテジック・インカム・ファンド Aコース（為替ヘッジ付き）の平成23年7月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年8月31日

フィデリティ投信株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・ストラテジック・インカム・ファンド Bコース（為替ヘッジなし）の平成23年1月21日から平成23年7月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・ストラテジック・インカム・ファンド Bコース（為替ヘッジなし）の平成23年7月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年 6月23日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 梅木 典子
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)